

## 伊勢市施設類型別計画の一部改訂について

### 1 背景と目的

人口減少や少子高齢化等により財政状況が厳しさを増す中、将来の公共施設等の更新や維持管理に要する経費を確保するため、「伊勢市公共施設等総合管理計画（以下、「総合管理計画」という。）」を策定した。総合管理計画の考え方に基づき、その下位計画（実施計画）として、個々の施設の具体的な管理方針を定めた「伊勢市施設類型別計画」（以下、「本計画」という）を策定し、本市の公共施設等に関するマネジメントを推進しているところである。

計画策定から一定の期間が経過し、令和5年12月に総合管理計画を一部改訂し、また、取組が完了した施設や具体的な管理方針に変更があった施設などがあることから、本計画を一部改訂するものである。

### 2 改訂内容

改訂にあたっては、総合管理計画の改訂に合わせた時点修正を行い、変更のあった個々の施設の管理方針等を修正した。また、計画を整理合理化させるため、総合管理計画と重複する項目が掲載された項目などの削除を行った。

- (1) 策定から一定期間の経過に伴う、施設状況の変化を反映（総合管理計画の改訂内容を反映）
- (2) 個別施設の管理方針等の見直し（令和5年3月31日時点の施設）

変更内容	対象施設
①管理方針の変更	産業支援センター、市民活動センター、保育所 ほか
②見直し時期の変更	公民館等集会施設、スポーツ施設、統合予定の小学校 ほか
③新設等による追加	みなと小学校、桜浜中学校、ふたみ保育園、健康福祉ステーション関連施設 ほか
④取組完了による削除	保育所や幼稚園など譲渡、除却した施設、統合後の旧小中学校、廃園となった幼稚園 ほか

- (3) 削除した項目（総合管理計画と重複する項目、過去の経過やアンケート結果等）
- (4) その他（字句、元号修正等）

総務政策委員会 資料1-2  
令和7年2月13日  
担当:資産経営部資産経営課

(案)

伊勢市

— 公共施設等総合管理計画 —

# 施設類型別計画

(改訂版)

平成30年9月策定

(令和7年 月 一部改訂)







## 目 次

### 第1章 計画の目的と位置づけ

---

1. 1	はじめに	1
1. 2	背景と目的	1
1. 3	計画の位置付け	2
1. 4	計画期間	3
1. 5	対象範囲	3

### 第2章 公共施設マネジメント

---

2. 1	公共施設における目標値と目標達成の手段	4
2. 2	公共施設の方向性を導く考え方	9
2. 3	公共施設におけるサービスの提供形態の見直し	14
2. 4	将来更新していく施設（将来の配置施設）	20
2. 5	公共施設マネジメントにおける目標値の達成程度	24
2. 6	類型別公共施設の方向性	26

### 第3章 インフラ資産マネジメント

---

3. 1	インフラ資産における目標値と目標達成の手段	65
3. 2	インフラ資産整備の優先度判定	68
3. 3	インフラ資産マネジメントにおける目標値の達成に向けて	70
3. 4	類型別インフラ資産の方向性	72

### 巻末資料

---

公共施設カルテ	97
公共施設評価シート	99
インフラ資産カルテ	101
インフラ資産整備優先度判定シート	105

# 第1章 計画の目的と位置づけ

## 1. 1 はじめに

全国的に人口減少・少子高齢化が進行する中、将来の公共施設等（公共施設とインフラ資産）の更新や維持管理に要する経費の確保が課題となっています。本市も同様の状況であることから、長期的な視点で公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うため、平成28年3月に「伊勢市公共施設等総合管理計画」（以下、「総合管理計画」という）を策定しました。総合管理計画の考え方にに基づき、その下位計画（実施計画）となる「伊勢市施設類型別計画」（以下、「本計画」という）を策定し、本市の公共施設等に関するマネジメントを推進していきます。

公共施設 …………… 学校等の建築物

インフラ資産 …… 道路、橋りょう、上下水道施設等

## 1. 2 背景と目的

令和5年3月31日時点で、総合管理計画が対象とする公共施設は、597施設、総延床面積は425,651㎡です。施設類型別に延床面積を見ると、学校が最も多く41.2%、次いで公営住宅が12.5%となっており、これは全国の市区町村に共通する傾向です。また、築年別に見ると、昭和40年代半ば以降の昭和の時代に集中しており、施設の老朽化が進行しています。公共施設を現状のまま持ち続けると、大規模改修や建替えといった更新時期を集中的に迎え、財政上の大きな負担を招くこととなりますので、公共施設の将来のあり方を検討することが必要となります。

一方、インフラ資産については、市民の日常生活や経済活動を支える重要なライフラインであり、大規模災害時には重要な基盤施設であることから、計画的な整備や適正な維持管理を行うとともに、財政負担の軽減を目指すことが求められます。

本計画は、人口減少と人口構造の変化が招く「財政力の低下」と「公共施設に対するニーズの変化」へ柔軟に対応することが求められる中、長期的な視点をもって、限られた財源を有効に配分し、市民の皆様へ安全・安心に公共施設等を利用いただくことを目指し、公共施設とインフラ資産における各施設の今後の管理方針を示すものです。

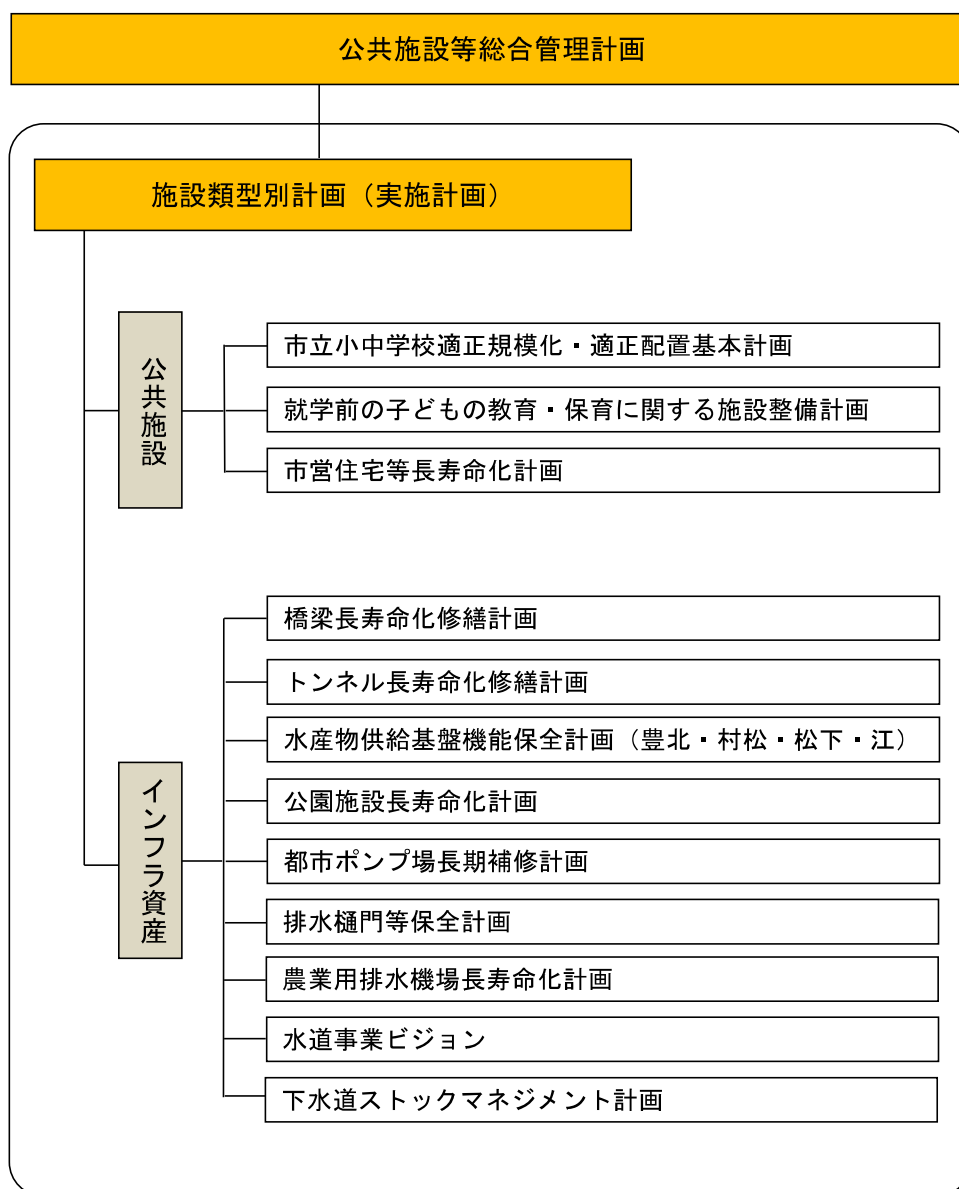
なお、本計画策定後は、本計画に定める公共施設等の管理方針を指標とし、中期財政収支見通しとの整合を図りながら取り組みを進めていきます。

### 1. 3 計画の位置づけ

本計画は、総合管理計画の下位計画である実施計画として、本市の所有する公共施設等の管理の方向性を定めるものとします。

なお、施設類型別の個別計画については、本計画に連なるものとして位置づけます。

また、本計画で対象とする公共施設等の有り様は、市民の生活や経済活動などに大きく影響を及ぼすものであることから、都市計画や交通政策といった本市の都市づくりに関する政策や計画などとの連携を図ることとします。



## 1. 4 計画期間

総合管理計画では計画期間を2044年度までとしています。本計画も同様に、2044年度までを計画期間と定めます。

なお、本市を取り巻く社会情勢の変化や国の施策等の動向への対応、上位計画・関連計画との整合などを踏まえ、充実・継続的な見直しを行うこととします。

## 1. 5 対象範囲

本計画は、総合管理計画と同様に、公営企業に係る施設等も含め、本市が保有する全ての公共施設（学校等の建築物）、インフラ資産（道路、橋りょう、上下水道施設等）を対象とします。

### ■公共施設

大分類	中分類
市民文化系施設	集会施設
	文化施設
社会教育系施設	図書館
	博物館等
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設
	レクリエーション施設・観光施設
産業系施設	産業系施設
学校教育系施設	学校
	その他教育施設
子育て支援施設	幼稚園・保育所・認定こども園
	幼児・児童施設
保健医療・福祉施設	高齢福祉施設
	障がい福祉施設
	保健医療施設
行政系施設	庁舎等
	消防・防災施設
公営住宅	公営住宅
ごみ・資源処理施設	ごみ・資源処理施設
病院	病院
その他	その他

### ■インフラ資産

大分類	中分類
道路	市道
	農道
	林道
橋りょう	橋りょう
トンネル	トンネル
河川・排水施設	準用河川
	排水路
	都市ポンプ場
	農業用排水機場
漁港施設	漁港施設
	海岸施設
公園	公園
駐車場	駐車場
上水道施設	管路
	上水道水管橋
	水源地
	配水池
	加圧ポンプ場
下水道施設(汚水)	汚水管渠
	下水道水管橋
	小規模中継ポンプ場
	終末処理場
下水道施設(雨水)	雨水管渠
	雨水ポンプ場

## 第2章 公共施設マネジメント

### 2. 1 公共施設における目標値と目標達成の手段

#### (1) 目標値

施設区分	中間目標			目標値 (0 (ゼロ) を目指す差額)
	2015年度 ～2024年度	2025年度 ～2034年度	2035年度 ～2044年度	2015年度 ～2044年度
公共施設	398億円	198億円	415億円	1,011億円
普通会計	348億円	203億円	329億円	880億円
病院事業	50億円	▲5億円	86億円	131億円

(総合管理計画から抜粋)

<目標値の算出内訳>

(単位：億円)

施設区分	金額区分	2015～2024	2025～2034	2035～2044	計
普通会計	A	509	345	454	1,308
	B	161	142	125	428
	A - B	348	203	329	880
病院会計	A	56	0	90	146
	B	6	5	4	15
	A - B	50	▲5	86	131
公共施設 合計	A	565	345	544	1,454
	B	167	147	129	443
	A - B	398	198	415	1,011

A …… 更新及び新規整備に係る費用の見込み額

B …… 充当可能額

※ 2010年度から2014年度までの投資的経費・建設改良費を基に、計画期間における生産年齢人口の減少率を加味し算出

※ 充当可能額には、国・県支出金や地方債、基金等含む

A - B …… 目標値 (0 (ゼロ) を目指す差額)

※ 病院事業については、平成28年度に建設工事に着手したことから、本計画においては対象施設から除外することとする。

## (2) 目標達成の手段

ア 更新等費用を抑制する手段
① 大規模改修や建替え時は、統合（複合化、集約化）、廃止（除却）を積極的に行う。 ② 更新に際しては、適正な施設規模や更新時期（大規模改修を取り止めた更新の前倒しを含む）を設定する。 ③ 適切な維持管理を徹底し、施設の長寿命化を図る。 ④ 運営手法の見直しを検討する。 ⑤ 新たな公共サービスの提供が必要な場合は、既存施設（他管理施設を含む）の有効活用等での対応を第一とする。
イ 充当額を確保する手段
① 施設の廃止後の跡地を売却し、売却益を得る。 ② 施設への有料広告制度の導入などを検討する。 ③ 延床面積を縮減することにより、縮減される維持管理経費を更新等の経費に充てる。 ④ 施設の更新時には、経済性と合理性を意識した長期的に維持管理がしやすい施設にし、縮減される維持管理経費を更新等の経費に充てる。 ⑤ 国県等の可能な限り有利な交付金等の財源措置を活用する。 ⑥ 基金の創設を視野に入れながら、予想される財政需要の山に対応する。 ⑦ 受益者負担の適正化を図る。

(総合管理計画から抜粋)

## (3) 公共施設における更新等費用を抑制する具体的な手段

### ① サービス提供形態の見直し

安全・安心な行政サービスを一定程度確保しながら、更新等費用の抑制を目指し施設保有量を抑制していくうえでは、公共施設の統合（複合化、集約化）、廃止（除却）を今後の施設管理の基本として推進することが必要です。

これまで各施設が提供してきたサービスの提供形態（施設の役割）を様々な視点で見直しを行い、大規模改修や建替えを行う際に、統合（複合化、集約化）、廃止（除却）を積極的に実施することで、更新等費用の抑制を図ります。

なお、見直しにあたっては、民間活力を積極的に活用することとし、施設の統合（複合化、集約化）においては、他事業者の事務所・店舗との複合施設化も有効な手法として検討します。

### ② 適正な施設規模や更新時期の設定

施設の更新にあたっては、現状の利用状況だけでなく、人口減少の動向や需要の変化を鑑みて、適正な施設規模（複合化・集約化を含む）や更新時期を設定します。また、老朽化が進み大規模改修を控えた施設にあたっては、耐用年数を勘案して、場合によっては更新を前倒して行うことも視野に入れて検討します。

### ③ 適切な維持管理の徹底と施設の長寿命化

予防保全の考え方で、定期的な点検や診断により施設の劣化・破損の有無や兆候・状態を把握し、計画的に適切な処理を行い施設機能の損失を未然に防ぐことで、施設を長寿命化してライフサイクルコストの縮減を図ります。また、長寿命化にあたっては新たな技術の把握に努めます。

施設の大規模改修については、本市が将来にわたって保有する公共施設は行いますが、民間等へ譲渡する方針とする公共施設の場合は、その必要性を十分検討するものとします。

なお、更新や大規模改修を行わないと判断した施設の使用にあたっては、施設管理者として安全配慮義務を果たすうえで、必要な修繕は行うものとします。

また、維持管理・修繕等の履歴をデータベース化して情報を蓄積することで、老朽化対策等に活用していきます。

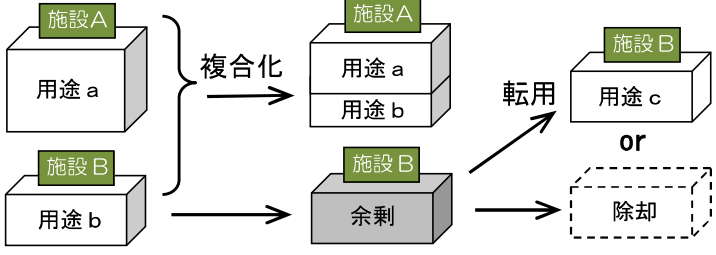
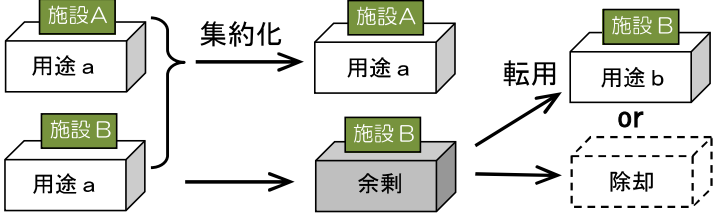
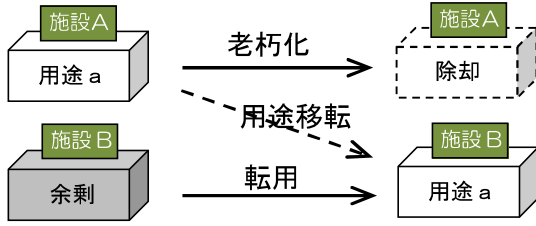
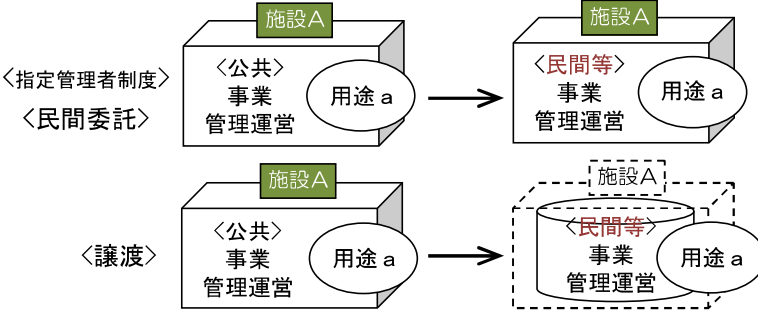
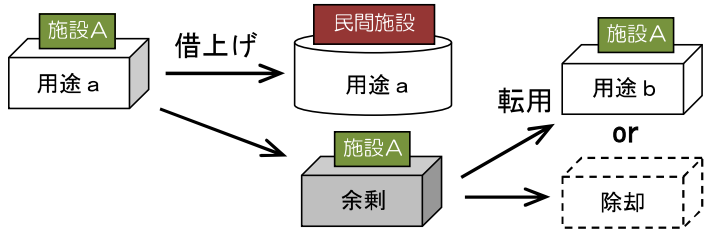
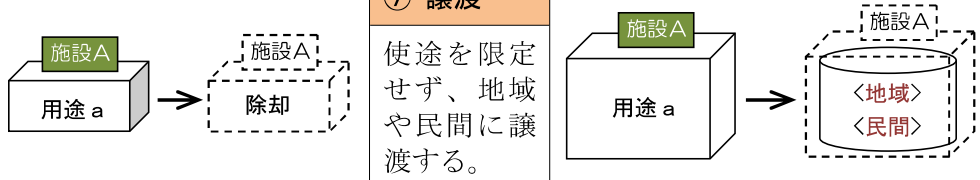
### ④ 運営手法の検討

施設の運営や維持管理については、指定管理者制度の導入など、総括的な経費削減の視点を持ち、更に効率的で効果的な運営となるよう見直しを検討します。

### ⑤ 新たな公共サービスの提供の考え方

新たな公共サービスの提供に伴い新たな施設整備が必要な場合は、既存施設の有効活用での対応を第一とします。また、既存施設での対応が難しい場合には、国・県・民間施設等の借用や近隣自治体との連携等の方策での対応を検討します。

なお、このような既存施設等での対応が難しい場合には、中長期的な視点での総量縮減やライフサイクルコストの縮減を十分考慮しながら、新規施設の整備を検討します。

手段	取り組みイメージ	
<p>① 複合化</p> <p>複数の異なる機能（用途）の施設を1つの施設にまとめる。（既存施設の余剰・余裕スペースを活用する。複合して更新することを含める。）</p>		
<p>② 集約化</p> <p>複数の同一機能（用途）の施設を1つにまとめる。</p>		
<p>③ 転用</p> <p>複合化や集約化等で余剰となった施設のうち、利用可能な施設を異なる機能（用途）の施設として活用し、施設保有量を減らす。</p>		
<p>④ 運営手法の見直し</p> <p>事業の実施主体や管理運営主体を民間などへ委ねる。（指定管理者制度、民間委託、地域への譲渡等）</p>		
<p>⑤ 民間施設の活用</p> <p>周辺の民間施設を活用する。</p>		
<p>⑥ 廃止</p> <p>使用を止め、除却する。</p>	<p>⑦ 譲渡</p> <p>使途を限定せず、地域や民間に譲渡する。</p> 	

「公共施設における目標達成の手段」の取り組みイメージ

#### (4) 公共施設における充当額を確保する具体的な手段

##### ① 施設廃止後の跡地の売却

将来利用しない施設については、解体・撤去して安全を確保するとともに、施設用地の売却益を更新等費用へ充当することを進めます。

##### ② 有料広告制度の導入

本市では、多くの市民が利用してイベントが開催されるなど、広告効果が見込める公共施設において、施設の愛称を命名する権利を売却し、その対価を得るネーミングライツ（命名権）を導入しています。これにより、新たな財源を確保し、施設の管理運営に充てていきます。

##### ③ 経費削減により更新等資金を確保

施設の統合（複合化、集約化）、廃止（除却）を行い保有する延床面積を縮減することや、施設の更新に際しては、経済性と合理性を意識した長期的に維持管理がしやすい施設とすることにより、縮減される維持管理経費を更新等の経費に充てていきます。

##### ④ 有利な交付金等の財源措置の活用

国県等の可能な限り有利な交付金等を積極的に活用することで、財源確保に努めます。また、起債の有効活用による資金の確保と負担の平準化に努めます。

##### ⑤ 基金の創設の検討

基金の創設を視野に入れながら、予想される財政需要の山に対応します。

##### ⑥ 受益者負担の適正化

施設の利用料（使用料）設定や減免制度の見直しを行うなど、受益者負担の適正化を図ります。合わせて、施設の目的や利用状況に応じて、面積や時間などの貸出し単位の見直しなどを行い、利用率・稼働率の向上を図ります。

## 2. 2 公共施設の方向性を導く考え方

総合管理計画で定めた基本方針や施設類型ごとの管理に関する基本的な方針を踏まえ、以下の考え方により公共施設の方向性を導き出します。

### (1) 公共施設カルテの作成（各施設の情報整理）

本市が保有する公共施設を対象に設置目的や延床面積、構造、耐震化の状況などの基本情報をはじめ、利用状況、管理運営に係るコスト情報等の履歴などの管理情報等を整理した「公共施設カルテ」を施設所管課において作成しました。(P97 参照)

### (2) 施設の第一次評価

#### (ア) 現況等評価

「利用状況」、「市の役割」、「有効活用」、「市有同類施設」など以下の10個の評価項目を定め、公共施設カルテの情報等を基に、施設所管課において施設の現況等について評価を行います。(P99 参照)

評価項目		説明
現況	①利用状況	利用状況（稼働率、入居・入所率、平均クラス人数、貸出率、利用者の内訳などから利用の程度を判断する）
	②市の役割	市がサービスを提供すべき責任の程度 （市がサービス提供者である必要度合い）
	③機能性	施設が備えている機能の程度 （施設の使用目的に応じた機能の整備度合いを、「利用者からのクレーム数」や「バリアフリー化」などで判断する）
	④劣化状況	劣化状況を耐用年数で判断する （耐用年数－経過年数）の程度を見る
活用性	⑤耐震性	耐震基準への対応状況
	⑥有効活用	複合化等の利用ができるか ※複合化等…複合化、集約化、転用
	⑦譲渡可否	民間等へ譲渡できる施設か（建設補助金の有無、設置条例、土地所有者から判断する。）
周辺環境	⑧市有同類施設	同様のサービスを提供する市有施設の数 ○地域施設…地域における同様のサービスを提供する市有施設の数 の程度 ○広域施設…広域における同様のサービスを提供する市有施設の数 の程度
	⑨民間等同類施設	同様のサービスを提供する他の施設の数（他自治体所有、民間施設を問わず） ※地域施設、広域施設の捉え方で判断する
	⑩他者運営力	事業の実施や管理運営を委ねることができる団体等があるか

## (イ) 施設の見直し評価（第一次施設評価）

現況等評価の結果を判断材料の一つとして、「建物」と「公共サービス」の視点から、これまで各施設が提供してきたサービスの提供形態の見直しを行うこととし、以下の考え方により、施設所管課において施設の第一次評価を行います。

### ■「建物」の評価の考え方

区分	考え方
残す	今後、大規模改修や更新を行う。
当面残す	大規模改修や更新を行わず、使用できる間は使用する。
残さない	施設を除却する。(時期を見て除却する)

### ■「公共サービス」の評価の考え方

区分	考え方
継続	当該施設が提供しているサービスを継続する。
変更	当該施設が提供しているサービスの内容を変更する。 (複合、集約、転用しての継続を含む)
廃止	当該施設が提供しているサービスを廃止する。

建物を「残す」、「残さない」といった方向性を検討する場合、そこで提供されているサービスを今後どうしていくかの検討が必要となります。

建物を「残さない」と評価した場合においても、そこで提供されていたサービスを必ずしも廃止することになるわけではなく、サービスの提供場所を他の公共施設に移すことや、民間施設を活用（借り上げ、補助等）するなど、サービスの提供形態を見直すことにより、サービスを継続することもできます。

そのため、建物（ハード）の方向性だけでなく、当該施設（建物）で提供している公共サービス（ソフト）の方向性（役割）についても併せて評価することとし、次の①から⑳の区分に「サービス提供形態の見直し」の考え方を整理します。

なお、「サービス提供形態の見直し」の考え方は、施設所管課での第一次評価を行う際の基準として設定するものであり、各施設における今後のサービス提供形態の具体的な見直し内容については、後述する「2. 6 類型別公共施設の方向性」の説明欄に記載しています。

■見直し結果の「見直しの区分」とその考え方

建物	公共サービス	見直し区分	見直しの考え方
残す	継続	①そのまま	現状のまま、サービスを提供し続けることとし、今後の大規模改修、更新を行う。ただし、可能なものについてはダウンサイジングを行う。
		②運営手法の見直し	建物・サービスは現状のままとするが、指定管理者制度や民間委託など運営手法を見直すこととし、今後の大規模改修、更新を行う。
	変更	③複合化	他の異なる機能（用途）の施設を複合して使い続けることとし、今後の大規模改修、更新を行う。（既存施設の余剰・余裕スペースを活用する。複合して更新することを含める。）
		④集約化	他の同一機能（用途）の施設を集約して使い続けることとし、今後の大規模改修、更新を行う。
		⑤転用	異なる機能（用途）の施設として活用することとし、今後の大規模改修、更新を行う。
		⑥運営手法の見直し（複合等）	複合化、集約化、転用を行ったうえで、指定管理者制度や民間委託など運営手法を見直すこととし、今後の大規模改修、更新を行う。
当面残す	継続	⑦そのまま（当面）	大規模改修や更新を行わず、使用できる間は、サービスを提供し続ける。
		⑧運営手法の見直し（当面）	大規模改修や更新を行わず、使用できる間は、指定管理者制度や民間委託など運営手法を見直し、サービスを続ける。
		⑨譲渡（使途限定）	使途を限定し、地域や民間に譲渡する。大規模改修や更新は行わない。除却も市が行わない。但し、譲渡に当たっての必要最低限の修繕は行う。
	変更	⑩複合化（当面）	大規模改修や更新を行わず、使用できる間は、他の異なる機能（用途）の施設を複合して使い続ける（既存施設の余剰・余裕スペースを活用することを含める。）
		⑪集約化（当面）	大規模改修や更新を行わず、使用できる間は、他の同一機能（用途）の施設を集約して使い続ける。
		⑫転用（当面）	大規模改修や更新を行わず、使用できる間は、異なる機能（用途）の施設として活用する。
		⑬運営手法の見直し（複合等当面）	大規模改修や更新を行わず、使用できる間は、複合化、集約化、転用を行ったうえで、指定管理者制度や民間委託など運営手法を見直す。
	廃止	⑭管理主体変更	大規模改修や更新を行わず、使用できる間は、公共施設としての用途を廃止し、地域や民間に貸し付ける。修繕等は許可制で契約先管理者が行う。除却は市が行う。但し、管理主体変更にあたっての必要最低限の修繕は行う。
		⑮譲渡（使途限定なし）	使途を限定せず、地域や民間に譲渡する。大規模改修や更新は行わない。除却も市が行わない。但し、譲渡にあたっての必要最低限の修繕は行う。
	残さない	継続	⑯複合して廃止
⑰集約して廃止			他の同一機能（用途）の施設に当該施設の機能を集約し、当該施設としての役目を終え除却する。
⑱移転して廃止			他の余剰施設に当該施設の機能を移転し、当該施設としての役目を終え除却する。
⑲民間施設を活用して廃止			周辺の民間施設を活用（借上げ、補助等）することとし、当該施設の役目を終え除却する。※空き家の利用を含む。
廃止		⑳廃止	施設の使用を止め、除却する。

### (3) 適正保有量を把握するための情報整理と分析

施設保有量の抑制を目標とする中で、サービスの提供形態の見直しを行うには、将来の公共施設の適正保有量を把握する必要があります。

そのため、公共施設カルテのほか、各施設の配置状況や将来の人口推計を踏まえ、利用状況等を分析するとともに、防災上の必要度合いを考慮しつつ、以下の考え方により適正保有量の把握を行います。

#### (ア) 地区別の情報整理

公共施設には、提供するサービスの対象範囲が市域全域に及ぶ広域施設や、各地域に限定される地域施設があります。このことから、各施設が提供する公共サービスの及ぶ範囲を考慮しながら施設の方向性を検討することが必要です。

本市における施設の配置状況は、旧市町村の庁舎を中心に集中しており、また、地理的な特徴として、南北に宮川と五十鈴川が流れ、東西に国道23号が走っています。防災の観点を含め、市全域を宮川、五十鈴川、国道23号を境に以下の5地区に分割し、適正保有量を把握するための情報を地区別に整理を行い、公共施設の大規模改修や建替えを行う際に、統合（複合化、集約化）、廃止（除却）を積極的に実施していく視点で、保有する施設全体でのサービス提供形態の見直しを進めます。

- A 宮川左岸・R23 北部
- B 宮川左岸・R23 南部（小俣総合支所周辺）
- C 宮川右岸・R23 北部（御薮総合支所周辺）
- D 宮川右岸・R23 南部（本庁舎周辺）
- E 二見地区（二見総合支所周辺）

#### (イ) 類似機能の共用化と施設の複合化等の検討

公共施設には、用途が異なっても同様の機能を有する施設が多数あります。例えば、集会室・会議室は、公民館、集会所などの集会施設のほか、文化施設、福祉施設、産業系施設などにもあります。施設所管課による第一次評価においては、「建物」を「残す」、「サービス」を「継続」と評価する施設においても、各施設における利用状況を踏まえ、これらの類似機能を共用化する（集会室・会議室を用途による区別を行わず利用する）ことにより、サービスの提供は継続しながら施設保有量を抑制することが可能となります。

また、市民アンケート結果においても、公共施設の老朽化問題については、施設の必要性を見直し、人口や本市の財政力に見合った量まで、統合（複合化・集約化）や廃止（除却）をして、「段階的に施設の数減らすべき」との回答を多く得ています。

このことから、公共施設の適正保有量を把握するために、施設所管課による第一次評価に加え、会議室等の類似機能を共用化し、公共施設の複合化や集約化によるサービス提供形態を見直すことについて横断的な視点で検討することとします。

なお、共用化の検討にあたっては、対象施設の稼働率を分析し必要な部屋の種類、数を算定します。

#### (4) 各種施策の進展を図る事項の把握

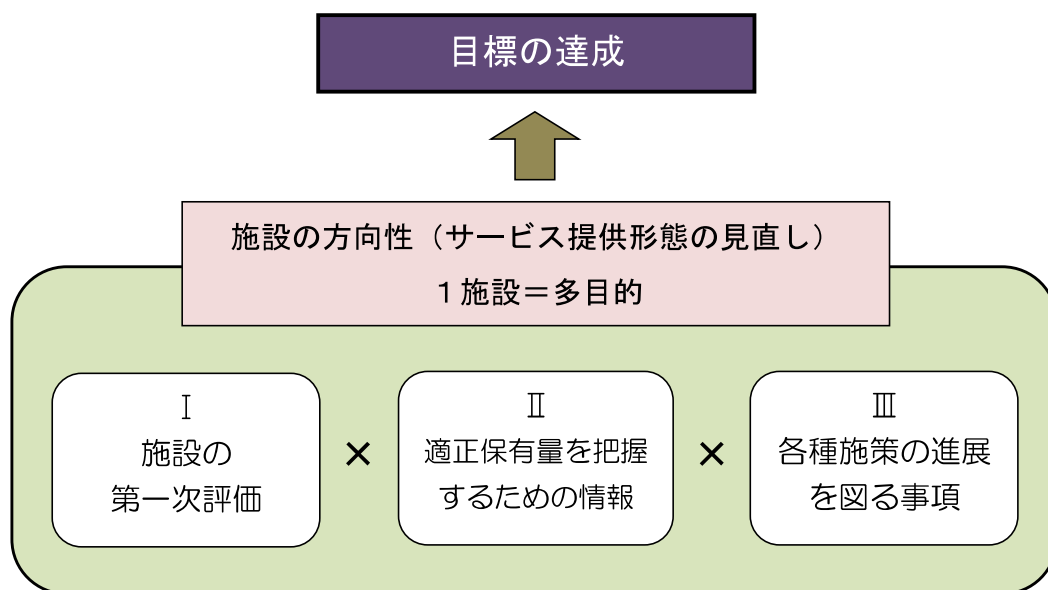
公共施設で提供するサービスの提供形態の見直しについては、現在提供するサービスの見直しを行うだけでなく、見直しによって生じた公共施設の空きスペースや用途廃止後の建物、又は建物解体後の跡地を、費用対効果を十分に精査しながら有効活用していくことも含め検討しなければなりません。

そのため、市が進めようとする各種施策において今後想定される新たなニーズや現状抱えている課題についても総合的に調整しながら見直しを進めます。

#### (5) サービス提供形態の見直しの考え方

前述のとおり、公共施設カルテの情報等を基に施設の第一次評価を行い、将来の人口減少や年齢構成の変化に伴うサービス需要の変化や公共施設の配置状況、防災上の必要度合いなどの適正保有量を把握するための情報を整理・分析するとともに、施設の空きスペースと各種施策とのマッチングを行い、目標の達成を見据え、公共施設の方向性を導き出し、公共サービスの提供形態の見直しを行います。

なお、公共サービスの提供形態の見直しは、「1施設=1目的」ではなく「1施設=多目的」、言い換えると、施設の複合化や集約化、類似機能の共用化を基本の考え方とします。



#### (6) 関連計画との連携

見直し後の公共施設の方向性が、市民の生活や経済活動などに大きく影響を及ぼすことの無いように、都市計画や交通政策、防災対策といった関連計画との連携を図ることとします。

## 2. 3 公共施設におけるサービスの提供形態の見直し

### (1) 今後の方向性

「2. 2 公共施設の方向性を導く考え方」により、公共施設の更新等費用の抑制を目指した複合化や集約化を念頭に置きながら、各施設における現状の課題や市が進めようとする各種施策などを踏まえたうえで、今後の各施設の方向性を次のとおり導き出しました。

なお、共用化や複合化等の検討にあたっては、拠点となる施設を中心に半径1kmを目安に主に広域施設を対象としたグループを設定しました。

#### (ア) 地区別の再編イメージ

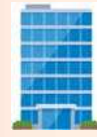
- ・本庁舎周辺 (P15)
- ・二見総合支所周辺 (P16)
- ・小俣総合支所周辺 (P17)
- ・御菌総合支所周辺 (P18)

#### (イ) 総合支所・支所再編イメージ (P19)

# 本庁舎周辺 再編イメージ

機能移転 →

図書館を除く 6 施設を 4 施設へ再編



健康福祉ステーション(複合施設)

※2023 年供用開始

- ・中央保健センター (福祉健康センターから移転)
- ・その他 (福祉総合支援センター、駅前子育て支援センターなど)

①  
福祉健康  
センター



福祉健康  
センター

※2023 年譲渡

- ・中央保健センター→健康福祉ステーションへ移転

②  
サンライフ  
伊勢



除却

※2024 年用途廃止

- ・貸室、体育室機能→他施設の利用等に対応
- ・【目的外使用】勤労者福祉サービスセンター→御園総合支所へ移転

③  
いせ市民  
活動センター



複合施設  
いせ市民活動センター  
〈新設〉郷土資料館

新設  
〈仮称〉伊勢文化センター

④⑤を  
複合化



※再編予定時期は、複合する各施設の更新予定時期を考慮し設定

④  
シンフォニアテクノロジー  
響ホール伊勢



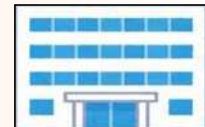
除却

⑤  
労働福祉  
会館



除却

⑥  
伊勢市生涯  
学習センター



伊勢市生涯  
学習センター

⑦  
伊勢図書館

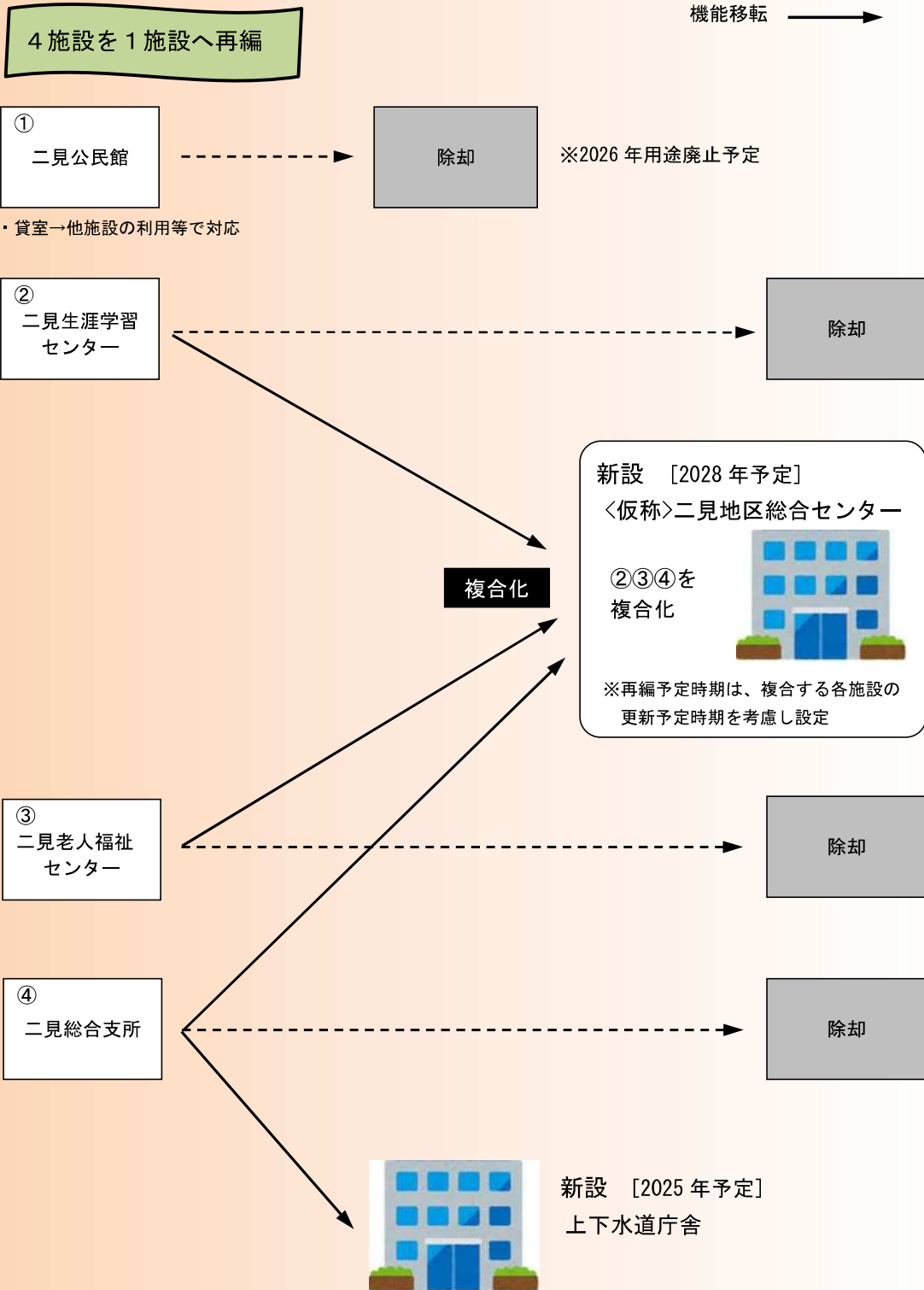
⑧  
小俣図書館



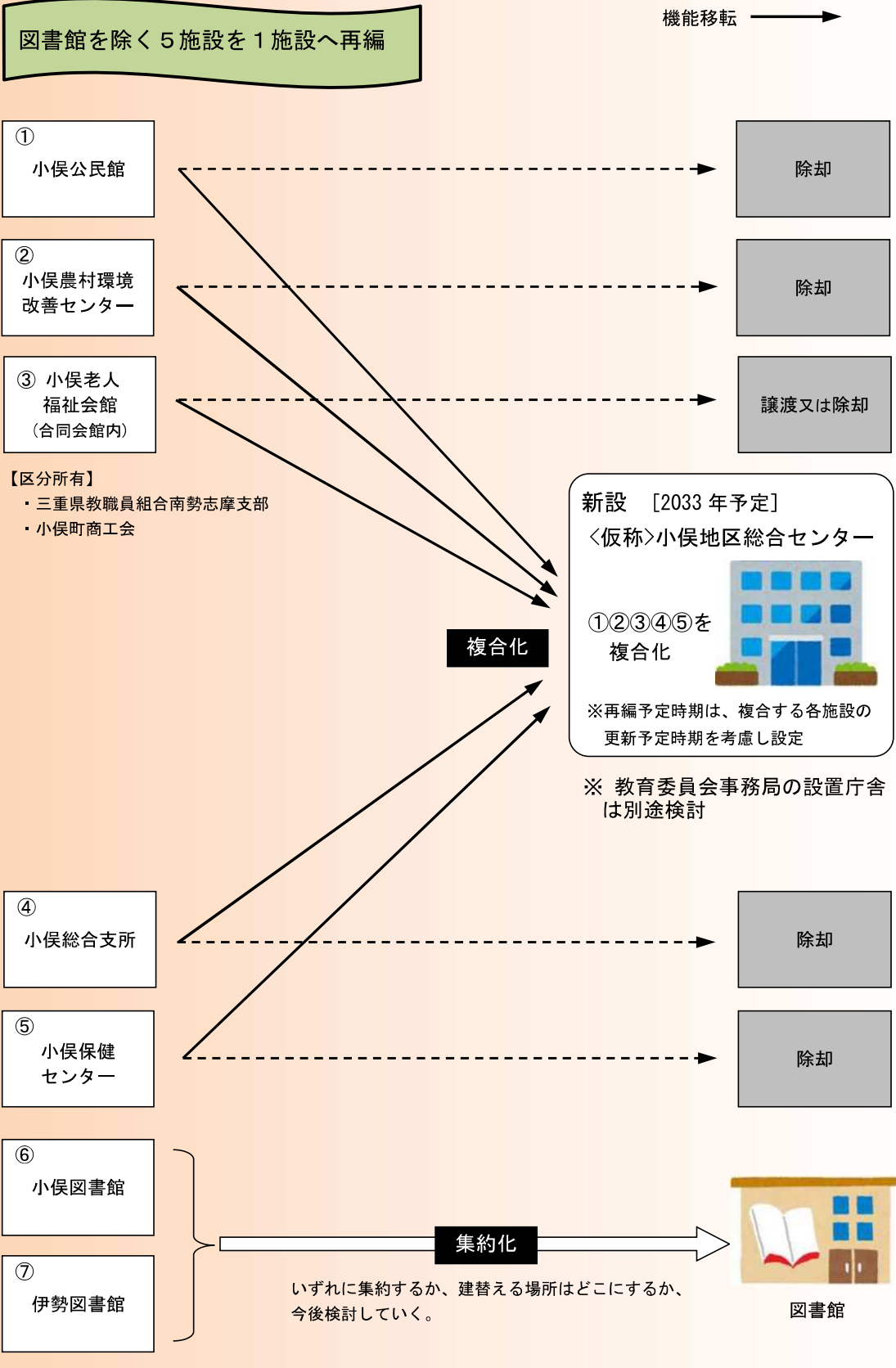
図書館

いずれに集約するか、建替える場所はどこにするか、今後検討していく。

## 二見総合支所周辺 再編イメージ



# 小俣総合支所周辺 再編イメージ



# 御菌総合支所周辺 再編イメージ

2施設を1施設へ再編

機能移転 →

①  
ハートプラザ  
みその

除却

複合化

新設 [2043年予定]  
〈仮称〉御菌地区総合センター



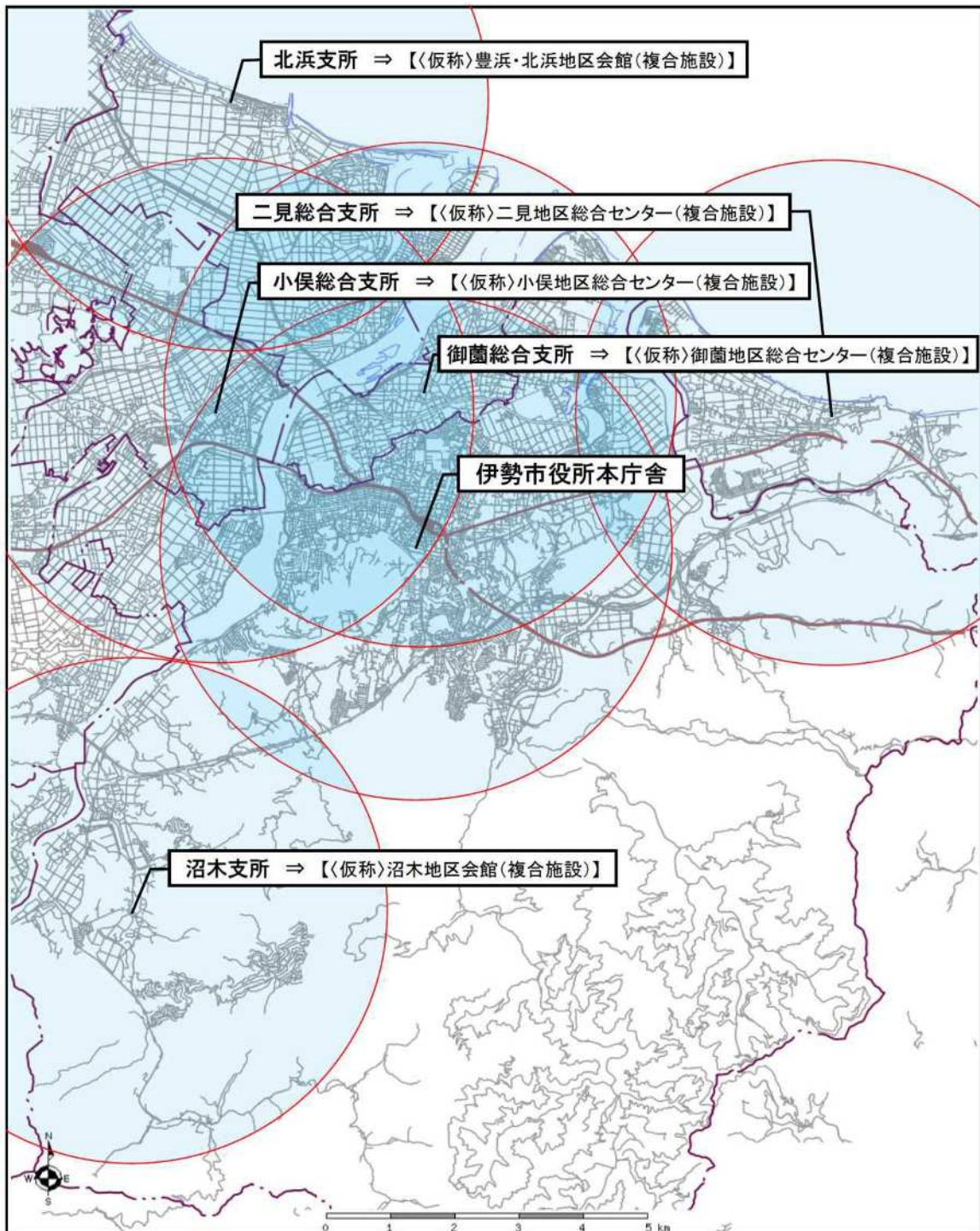
①②を  
複合化

※再編予定時期は、複合する各施設の  
更新予定時期を考慮し設定

②  
御菌総合支所  
御菌公民館  
(複合施設)

除却

## 総合支所・支所 再編イメージ



※円は伊勢市役所本庁舎、各総合支所、北浜・沼木支所から半径4 kmを示しています。

※施設名称の【 】内の表記は、再編後の施設名称（仮称）を記載しています。

※施設の所在地は、再編前のものとなっています。

## 2. 4 将来更新していく施設（将来の配置施設）

目標の達成を見据え、公共施設の方向性を導き出し、公共施設のサービス提供形態の見直しを行った結果、本市が将来更新していく施設（将来配置していく施設）は以下のとおりとなります。

◇ 新たな施設分類として、「複合施設」を設け、提供するサービスを表示しています。

なお、5 地区施設数の（ ）内の数値は、公共施設を複合してサービスを提供する施設の個数です。

施設分類	5地区施設数	A 宮川左岸・R23 北部	B 宮川左岸・R23 南部
複合施設	7	<仮称>豊浜・北浜地区会館(複合施設)	<仮称>小俣地区総合センター(複合施設)
庁舎等	1 (5)	<仮称>豊浜・北浜地区会館(複合施設)	<仮称>小俣地区総合センター(複合施設)
集会施設	2 (6)  (20)	<仮称>豊浜・北浜地区会館(複合施設)  ●小中学校の建替えにおいて集会施設機能を持たせる	<仮称>小俣地区総合センター(複合施設)  ●小中学校の建替えにおいて集会施設機能を持たせる
文化施設	1 (4)		※小俣生涯学習施設 ⇒図書館内、総合センター内のいずれかに配置する
図書館	1		小俣図書館【伊勢図書館と集約化】
博物館等	2 (1)	補修のみ	
スポーツ施設	5		三重電子スマイルアリーナ小俣 (小俣総合体育館)
レクリエーション施設・ 観光施設	2 (1)		
産業系施設	0 (2)		<仮称>小俣地区総合センター(複合施設)
学校	20	小学校(1)、中学校(1)	小学校(3)、中学校(1)
その他教育施設	1		
幼稚園・保育所・ 認定こども園	10		幼稚園(2)、保育所(2)
幼児・児童施設	(13) (※)	●小学校の建替えにおいて放課後児童クラブ機能を持たせる ●他の施設に児童館機能を持たせる	●小学校の建替えにおいて放課後児童クラブ機能を持たせる ●他の施設に児童館機能を持たせる
保健医療・福祉施設	1 (4)		<仮称>小俣地区総合センター(複合施設)
消防・防災施設	6		消防署小俣分署
公営住宅	0		
病院	1		
合計	60	3	11+【1】

図書館の集約化の詳細は今後検討していくため、【 】はいずれかで1カウントとしています。

◎ 施設保有量の 60 施設は、総合管理計画で対象とした 251 施設（H27.4.1 時点）から 191 施設を削減することになります。

なお、延床面積は記載を省略した施設を含め全体で約 37%削減することになります。

※ 健康福祉ステーションは、施設数に含めていますが、延床面積には含めていません。

▲ 記載を省略した施設 …… 消防車庫・倉庫、津波避難施設、防災倉庫、水防倉庫、防災隊ポンプ収納庫、防災行政無線中継局舎、ごみ・資源処理施設、公衆便所等のその他施設

C 宮川右岸・R23 北部	D 宮川右岸・R23 南部	E 二見地区
<仮称>御園地区総合センター(複合施設)	<仮称>伊勢文化センター(複合施設) 健康福祉ステーション(複合施設) <仮称>沼木地区会館(複合施設)	<仮称>二見地区総合センター(複合施設)
<仮称>御園地区総合センター(複合施設)	伊勢市役所本庁舎 <仮称>沼木地区会館(複合施設)	<仮称>二見地区総合センター(複合施設)
<仮称>御園地区総合センター(複合施設)  ●小中学校の建替えにおいて集会施設機能を持たせる	<仮称>伊勢文化センター(複合施設) <仮称>沼木地区会館(複合施設) 黒瀬市民館 朝熊市民館 ●小中学校の建替えにおいて集会施設機能を持たせる	<仮称>二見地区総合センター(複合施設)
<仮称>御園地区総合センター(複合施設)	<仮称>伊勢文化センター(複合施設) 伊勢市生涯学習センター 伊勢図書館【小俣図書館と集約化】	<仮称>二見地区総合センター(複合施設)
	<仮称>伊勢文化センター(複合施設) ◎伊勢河崎商人館 ⇒必要な補修を行いながら維持する	◎賓日館 ⇒必要な補修を行いながら維持する
御園B&G海洋センター	市営庭球場 ダイムスタジアム伊勢(倉田山公園野球場) 伊勢フットボールヴィレッジ	
	<仮称>伊勢文化センター(複合施設) 宇治浦田観光案内所 伊勢市駅手荷物預かり所	
	<仮称>伊勢文化センター(複合施設)	
小学校(2)、中学校(1) 中学校給食共同調理場	小学校(6)、中学校(3)	小学校(1)、中学校(1)
保育所(1)	保育所(3)、認定こども園(1)	保育所(1)
●小学校の建替えにおいて放課後児童クラブ機能を持たせる ●他の施設に児童館機能を持たせる	●小学校の建替えにおいて放課後児童クラブ機能を持たせる ●他の施設に児童館機能を持たせる	
<仮称>御園地区総合センター(複合施設)	健康福祉ステーション(複合施設) おおぞら児童園	<仮称>二見地区総合センター(複合施設)
消防署御園分署	消防本部・消防署 消防署西分署 防災センター	消防署二見出張所
	市立伊勢総合病院	
8	31+【1】	6

＜ 将来更新していく施設（将来配置していく施設）の建替え予定時期 ＞

2017～2024（Ⅰ期）	2025～2034（Ⅱ期）	2035～2044（Ⅲ期）
【済】健康福祉ステーション （複合施設）※1	〈仮称〉伊勢文化センター（シンフォニアテクノロジー響ホール伊勢（観光文化会館）・労働福祉会館との複合施設）※2 ←	〈仮称〉御園地区総合センター（御園総合支所・御園公民館・ハートプラザみそのとの複合施設）※2
【済】二見浦小学校 ※1	〈仮称〉二見地区総合センター（二見総合支所・二見公民館・二見生涯学習センター・二見老人福祉センターとの複合施設）※2	伊勢市役所本庁舎 ※1
【済】統合小学校（神社・大湊）※1	〈仮称〉小俣地区総合センター（小俣総合支所・小俣公民館・小俣農村環境改善センター・老人福祉会館・小俣保健センターとの複合施設）※2	いせ市民活動センター
【済】統合中学校（豊浜・北浜）※1	市営庭球場	御園B&G海洋センター
【済】二見中学校 ※1	統合小学校（豊浜東・豊浜西・北浜・東大湊）※1	浜郷小学校
【済】統合保育所（二見浦・五峰・高城）※1	小俣小学校	城田小学校
【済】おおぞら児童園 ※1	御園小学校	明野小学校
	統合保育所（御園第一、御園第二）	明倫保育所
	明野幼稚園	浜郷保育所
		保育所ゆりかご園
		保育所しらとり園
		小俣幼稚園
		消防署小俣分署
	統合小学校【明倫・宮山】 ←	
	統合小学校【進修・四郷・修道】 ←	
	統合中学校【倉田山・五十鈴】 ←	
	統合中学校【港・御園】 ←	
	統合中学校【城田・小俣】 ←	

建替え予定時期の考え方

以下を除き、総合管理計画において目標耐用年数とする建築年度から60年後を建替え予定時期として表示しています。

※1・・・他計画等における予定時期をもとに設定

※2・・・複合する各施設の更新予定時期を考慮し設定

(記載を省略した施設)

- ・消防車庫・倉庫、津波避難施設、防災倉庫、水防倉庫、防災隊ポンプ収納庫、防災行政無線中継局舎、ごみ・資源処理施設、公衆便所等のその他施設
- ・賓日館、河崎商人館(必要な補修を行いながら維持する)
- ・2015年度以降に新設した施設(予定を含む)

2045～2054	2055～2064	2065～2074
朝熊市民館	〈仮称〉豊浜・北浜地区会館(複合施設)	ダイヤモンドスタジアム伊勢(倉田山公園野球場)
—————▶		
黒瀬市民館	〈仮称〉沼木地区会館(複合施設)	伊勢フットボールヴィレッジ
三重電子スマイルアリーナ小俣(小俣総合体育館)	伊勢市生涯学習センター	伊勢市駅手荷物預かり所
消防署西分署	宇治浦田観光案内所	有緝小学校
	統合小学校(早修・中島・佐八・上野) ※統合はⅡ期・Ⅲ期	厚生中学校
	厚生小学校	中学校給食共同調理場
		保育所きらら館
		しごうこども園
		消防署御菌分署
		消防署二見出張所
伊勢図書館(小俣図書館と集約化)	小俣図書館(伊勢図書館と集約化)	
●—————●		
—————▶		
—————▶		
—————▶		
—————▶		
—————▶		
—————▶		
—————▶		

建替え予定時期を設定できない施設は、以下の区分で表示しています。

- ◀.....▶ 伊勢文化センターの建設予定時期が検討中のため
- 図書館の集約化の詳細は今後検討していくため
- ◀—————▶ 統合時期未定のため

## 2. 5 公共施設マネジメントにおける目標値の達成程度

当初計画に基づく公共施設におけるサービス提供形態見直し後の更新等費用の試算結果から、計画策定時における普通会計での目標値の達成程度は、以下のとおりとなります。

### < 普通会計 >

(単位：億円)

		2015～2024	2025～2034	2035～2044	計
A 更新等費用	大規模改修	486	117	73	676
	更 新	23	228	381	632
	計	509	345	454	1,308
A' サービス提供 形態見直し後 の更新等費用	大規模改修	288	74	69	431
	更 新	108	139	170	417
	計	396	213	239	848
B	充当可能額	161	142	125	428
A－B	…① 目標値	348	203	329	880
A－A'	…② 抑制される更新等費用	113	132	215	460
①－②	未達成額	235	71	114	420

※ 総合管理計画と整合を図るため、同額としています。

※ 健康福祉ステーションの経費は含まれていません。

普通会計においては、目標値 880 億円のうち更新等費用の抑制により達成できる 460 億円を差し引くと、残りの未達成額は 420 億円となります。

総合管理計画及び本計画における目標達成の手段は、「更新等費用の抑制」と「充当額の確保」の双方から取組を進めることとしています。このことから、未達成の 420 億円については、更なる経費削減に取り組むものの充当額の拡充も併せ目標達成を目指し努力していきます。

#### ■更なる経費削減等を目指し ……

更なる経費削減等を目指し次のような手法に取り組み、更新経費及び維持管理経費の縮減や新たな財源の確保に努めていきます。

- 今後の人口減少の進行や人口構成の変化、社会情勢の変化などを適時分析し、公共施設の更なる複合化や集約化を検討します。
- 各施設の将来方針に向け現状の維持管理を進めていく段階においても、現行施設の利用方法を調整（複合化や共用化）することで、ランニングコストの削減に努めます。
- 施設の老朽化等に伴う建替えや複合施設等の新規整備を行う場合には、これまで以上に施設整備時の初期費用や維持管理費の縮減を念頭に置くとともに、華美な施工としないこととし、ダウンサイジングやライフサイクルコストの縮減を図る施設整備に努めます。
- 施設整備の際には、容易に施設機能の転換を図ることができる建築工法（スケルトンインフィル等）などを採用し、将来の利用ニーズの変化に柔軟に対応できるとともに、他の施設との複合化・集約化に対応していけるようにします。
- 公共施設の大規模改修については、今後の使用期間との費用対効果を検証して改修内容を精査することとし、場合によっては大規模改修を行わずに更新を前倒して実施することも視野に入れ、長期的な目線で財政負担の軽減を目指します。
- 「充当額を確保する手段」に掲げる様々な取組を積極的に実施します。

#### ■本計画策定後は ……

本計画策定後は、本計画に定める公共施設等の管理方針を指標とし、中期財政収支見通しとの整合を図りながら取組を進めていきます。

また、本計画に定める管理方針を具体的に実行していく中で、時代のニーズをはじめとする諸般の事情が生じた場合や、本市を取り巻く社会情勢の変化や国の施策等の動向への対応、上位計画・関連計画との整合などを踏まえ、継続的な見直しを行いながら、本市の公共施設等に関するマネジメントを推進していきます。

## 2. 6 類型別公共施設の方向性

施設類型ごとの各施設の具体的な将来の管理方針及び各施設の方向性は、以下のとおりとします。

※施設分類表及び施設類型別基本方針は、総合管理計画から抜粋しています。

(施設分類表中の施設数、延床面積等の数値は、令和5年3月31日時点の数値です。)

※各施設の具体的な将来の管理方針や各施設の方向性は、令和5年3月31日時点における市の保有施設及びそれ以降に新設した施設を対象に記載しています。

### (1) 市民文化系施設

#### (1)-① 集会施設

施設分類表		延床面積		施設名
中分類	施設数	合計	公共施設全数に対する割合	
集会施設	62	18,757 m <sup>2</sup>	4.4%	市民館(2)、地区集会所(4)、教育集会所(2)、旧中央公民館((3)二見公民館、小俣公民館、御菌公民館)、小俣北部公民館、自治会指定管理施設(41)、支所併設コミュニティセンター(9)

#### ■ 施設類型別基本方針<集会施設>

- 施設の設立時から社会背景が変化し、公共施設として設置する必要性が薄れた施設で、且つ地域に密着しているものについては、地域への譲渡等を検討する必要があります。
- 更新にあたっては、稼働率が極端に低い施設については、廃止を検討する必要があります。その他の施設については、施設の複合化や集約化等を検討していく必要があります。
- 施設の運営・維持管理については、更なる効率化を図ります。

#### ◆ 具体的な将来の管理方針<集会施設>

- 複合化した市民館及び教育集会所は、現状のままサービスを提供し、将来は更新します。
- 大久保地区集会所及び黒瀬地区集会所は当面そのまま使用し、将来は譲渡します。
- 一之木地区集会所は、老朽化に伴い除却します。
- 中須地区集会所は、入所しているまちづくり協議会が他の施設へ機能移転した場合、地元へ譲渡を検討し、他の活用がなければ廃止します。
- 二見公民館は、機能を分散し除却します。
- 小俣公民館及び御菌公民館は、各総合支所の老朽化に伴い新設される複合施設に機能を移転させます。

- 高麗広公民館はダウンサイジングを図り、ふれあい工房部分に機能移転します。
- 主に地元の集会所として使用されている施設（自治会指定管理施設）は、市が所有する施設とは別に各自治会で所有する施設もあります。各施設において建設の背景があるものの、地域間のバランスに欠けることから、地元の自治会に譲渡をします。譲渡が難しい場合は管理主体変更をします。
- 朝熊ふれあい会館、中村会館、矢持会館は、大規模改修や更新を行わず、将来の管理のあり方を検討します。
- 支所併設のコミュニティセンターは、空きスペースを有効活用し、複合化等を検討していきます。支所（9箇所）は、北浜支所、沼木支所のみ老朽化後複合施設として更新し、他の7支所は、条件が整えば機能を廃止します。また、支所機能の廃止または移転後のコミュニティセンターは、大規模改修や更新は行わず、小中学校の建替えにおいて集会機能を備えることで補完します。

※ 集会施設は自治会活動や地域コミュニティ形成の拠点となる施設です。  
将来の人口動向や地域の状況を検証する中で、集会施設に必要な措置を講ずることとします。

施設名	方向性		将来更新	見直し時期			
	見直し区分	説明		I期	II期	III期	以降
黒瀬市民館	①そのまま		○				更新
朝熊市民館	①そのまま		○				更新
大久保地区集会所	⑦そのまま（当面）	・将来は地元へ譲渡	×		●		
黒瀬地区集会所	⑦そのまま（当面）	・将来は地元へ譲渡	×		●		
中須地区集会所	⑦そのまま（当面）	・入所しているまちづくり協議会が他の施設へ機能移転した場合、地元へ譲渡を検討し、他の活用がなければ廃止	×	●			
一之木地区集会所	⑳廃止	・廃止	×		廃止		
朝熊教育集会所 （朝熊市民館内）	①そのまま		○				更新
黒瀬教育集会所 （黒瀬市民館内）	①そのまま		○				更新
二見公民館	⑳廃止	・機能を他施設の利用等で対応 ・用途廃止し、除却	×		廃止		
小俣公民館	⑯複合して廃止	・小俣総合支所の老朽化に伴い新設される複合施設に機能移転	□		複合		
御菌公民館	⑯複合して廃止	・老朽化後は、新設される複合施設に機能移転	□			複合	

※見直し区分はP11を参照

**記号の見方**

【将来更新】 ○:更新する □:集約・複合して更新する ×:更新しない

【見直し時期】 I期:2017～2024年度 II期:2025～2034年度 III期:2035～2044年度

●:耐用年数到達時期(耐用年数を経過している場合も含む)

※廃止や除却の時期を定めたものではありません。

**各施設の方向性「見直し時期」欄の「更新」及び「●」の表示について**

「更新」: 将来更新していく施設については、総合管理計画において目標耐用年数とする建築年度から60年後に「更新」と表示しています。

「●」: 更新しない施設については、当該施設の使用可能期間の目安として、建築後、財務省令に定める耐用年数に到達する時期を「●」で表示しています。なお、廃止や除却の時期を定めたものではありません。

施設名	方向性		将来更新	見直し時期			
	見直し区分	説明		I期	II期	III期	以降
高麗広公民館	⑦そのまま(当面)	・ダウンサイジングを図り、ふれあい工房部分へ移転	×	移転 ●			
下小俣公民館	⑨譲渡(使途限定)	・地元自治会へ譲渡	×		譲渡		
高畑公民館	⑨譲渡(使途限定)	・地元自治会へ譲渡	×		譲渡		
新高公民館	⑨譲渡(使途限定)	・地元自治会へ譲渡	×		譲渡		
高向公民館	⑨譲渡(使途限定)	・地元自治会へ譲渡	×		譲渡		
王中島公民館	⑨譲渡(使途限定)	・地元自治会へ譲渡	×		譲渡		
新開公民館	⑨譲渡(使途限定)	・地元自治会へ譲渡	×		譲渡		
上長屋公民館	⑨譲渡(使途限定)	・地元自治会へ譲渡	×		譲渡		
中長屋公民館	⑨譲渡(使途限定)	・地元自治会へ譲渡	×		譲渡		
下長屋公民館	⑨譲渡(使途限定)	・地元自治会へ譲渡	×		譲渡		
上條公民館	⑨譲渡(使途限定)	・地元自治会へ譲渡	×		譲渡		
小林公民館	⑨譲渡(使途限定)	・地元自治会へ譲渡	×		譲渡		
上條公民館分館	⑨譲渡(使途限定)	・地元自治会へ譲渡	×		譲渡		
村松町民会館	⑨譲渡(使途限定)	・地元自治会へ譲渡	×		譲渡		
東豊浜町土路区町民会館	⑨譲渡(使途限定)	・地元自治会へ譲渡	×		譲渡		
西豊浜町上区町民会館	⑩廃止	・廃止	×		廃止		
柏町民会館	⑨譲渡(使途限定)	・地元自治会へ譲渡	×		譲渡		
船江会館	⑨譲渡(使途限定)	・地元自治会へ譲渡	×		譲渡		
坂東会館	⑨譲渡(使途限定)	・地元自治会へ譲渡	×		譲渡		
有滝町民会館	⑨譲渡(使途限定)	・地元自治会へ譲渡	×		譲渡		

※見直し区分はP11を参照

**記号の見方**

【将来更新】 ○:更新する □:集約・複合して更新する ×:更新しない

【見直し時期】 I期:2017~2024年度 II期:2025~2034年度 III期:2035~2044年度

●:耐用年数到達時期(耐用年数を経過している場合も含む)

※廃止や除却の時期を定めたものではありません。

施設名	方向性		将来更新	見直し時期			
	見直し区分	説明		I期	II期	III期	以降
小川町民会館	⑨譲渡 (使途限定)	・地元自治会へ譲渡	×		譲渡		
田尻町民会館	⑨譲渡 (使途限定)	・地元自治会へ譲渡	×		譲渡		
辻久留台会館	⑨譲渡 (使途限定)	・地元自治会へ譲渡	×		譲渡		
昭和苑会館	⑨譲渡 (使途限定)	・地元自治会へ譲渡	×		譲渡		
檜原町民会館	⑨譲渡 (使途限定)	・地元自治会へ譲渡	×		譲渡		
東大淀町民会館	⑨譲渡 (使途限定)	・地元自治会へ譲渡	×		譲渡		
植山町民会館	⑨譲渡 (使途限定)	・地元自治会へ譲渡	×		譲渡		
溝口会館	⑨譲渡 (使途限定)	・地元自治会へ譲渡	×		譲渡		
小俣北部公民館	⑨譲渡 (使途限定)	・地元自治会へ譲渡	×		譲渡		
湯田公民館	⑨譲渡 (使途限定)	・地元自治会へ譲渡	×		譲渡		
明野公民館	⑨譲渡 (使途限定)	・地元自治会へ譲渡	×		譲渡		
宮前公民館	⑨譲渡 (使途限定)	・地元自治会へ譲渡	×		譲渡		
上惣公民館	⑨譲渡 (使途限定)	・地元自治会へ譲渡	×		譲渡		
朝熊ふれあい会館	⑦そのまま(当面)	・当面はこのままの形態とし、地元自治会等への譲渡を含め検討	×		●		
中村会館	⑦そのまま(当面)	・当面はこのままの形態とし、地元自治会等への譲渡を含め検討	×		●		
矢持会館	⑦そのまま(当面)	・大規模改修や更新は行わず、使用できる間はサービスを提供	×		●		
二見健康管理増進センター	⑨譲渡 (使途限定)	・地元自治会へ譲渡	×		譲渡		

※見直し区分はP11を参照

**記号の見方**

【将来更新】 ○:更新する □:集約・複合して更新する ×:更新しない

【見直し時期】 I期:2017~2024年度 II期:2025~2034年度 III期:2035~2044年度

●:耐用年数到達時期(耐用年数を経過している場合も含む)

※廃止や除却の時期を定めたものではありません。

施設名	方向性		将来更新	見直し時期			
	見直し区分	説明		I期	II期	III期	以降
三津コミュニティセンター	⑨譲渡(使途限定)	・地元自治会へ譲渡	×		譲渡		
江コミュニティセンター	⑨譲渡(使途限定)	・地元自治会へ譲渡	×		譲渡		
西コミュニティセンター	⑨譲渡(使途限定)	・地元自治会へ譲渡	×		譲渡		
光の街コミュニティセンター	⑨譲渡(使途限定)	・地元自治会へ譲渡	×		譲渡		
今一色コミュニティセンター	⑨譲渡(使途限定)	・地元自治会へ譲渡	×		譲渡		
神社地区コミュニティセンター(神社支所)	⑨譲渡(使途限定)	・複合化等を検討 ・神社支所は、条件が整えば廃止 ・譲渡	×		譲渡		
大湊地区コミュニティセンター(大湊支所)	⑩複合化(当面)	・複合化等を検討 ・大湊支所は、条件が整えば廃止	×				●
宮本地区コミュニティセンター(宮本支所)	⑩複合化(当面)	・複合化等を検討 ・宮本支所は、条件が整えば廃止	×			●	
浜郷地区コミュニティセンター(浜郷支所)	⑩複合化(当面)	・複合化等を検討 ・浜郷支所は、条件が整えば廃止	×			●	
豊浜地区コミュニティセンター(豊浜支所)	⑩複合化(当面)	・複合化等を検討 ・豊浜支所は、条件が整えば廃止	×		●		
北浜地区コミュニティセンター(北浜支所)	③複合化	・複合化等を検討 ・北浜支所は、複合施設として更新	□				更新
城田地区コミュニティセンター(城田支所)	⑩複合化(当面)	・複合化等を検討 ・城田支所は、条件が整えば廃止	×		●		
四郷地区コミュニティセンター(四郷支所・四郷小学校に併設)	⑩複合化(当面)	・複合化等を検討 ・四郷支所は、条件が整えば廃止	×				●
沼木農村環境改善センター(沼木地区コミセン・沼木支所)	③複合化	・複合化等を検討 ・沼木支所は、複合施設として更新	□				更新

※見直し区分はP11を参照

**記号の見方**

〔将来更新〕 ○:更新する □:集約・複合して更新する ×:更新しない

〔見直し時期〕 I期:2017~2024年度 II期:2025~2034年度 III期:2035~2044年度

●:耐用年数到達時期(耐用年数を経過している場合も含む)

※廃止や除却の時期を定めたものではありません。

## (1)-② 文化施設

施設分類表		延床面積		施設名
中分類	施設数	合計	公共施設全数に対する割合	
文化施設	6	17,982 m <sup>2</sup>	4.2%	シンフォニアテクノロジー響ホール伊勢（観光文化会館）、いせ市民活動センター、伊勢市生涯学習センター、二見生涯学習センター、小俣図書館生涯学習施設、ハートプラザみその（多目的ホール）

### ■ 施設類型別基本方針＜文化施設＞

- ホールや会議室等の機能の必要性を見直し、他施設の機能を集約する等の有効活用を検討する必要があります。
- 更新にあたっては、類似施設の立地状況や、市全体の配置バランス、利用状況等を踏まえ、統廃合等を検討する必要があります。
- 施設の運営・維持管理については、より効率的・効果的な運営を図ります。

### ◆ 具体的な将来の管理方針＜文化施設＞

- シンフォニアテクノロジー響ホール伊勢（観光文化会館）は、老朽化後、新設される複合施設に機能移転します。
- いせ市民活動センターは、北館 2 階に郷土資料館を新設し、それ以外はサービスを提供し続け、今後も大規模改修、更新を行います。
- 伊勢市生涯学習センターは、生涯学習の拠点施設であり、駐車場も広く利便性が高い。また、建物も新しく稼働率も高いため、現状のままサービスを提供し続けることとし、今後も大規模改修、更新を行います。  
なお、更新にあたっては、他の機能を複合化させることも検討します。
- 二見生涯学習センターは、二見総合支所の老朽化に伴い新設される複合施設に機能を移転させます。
- 小俣図書館生涯学習施設は、小俣図書館との複合施設であるため、伊勢図書館と小俣図書館の集約化に合わせて、今後のあり方を検討していきます。
- ハートプラザみその（多目的ホール）は、御菌総合支所・御菌公民館の老朽化に伴い新設される複合施設に機能移転します。

施設名	方向性		将来更新	見直し時期			
	見直し区分	説明		I期	II期	III期	以降
シンフォニアテクノロジー響ホール 伊勢（観光文化会館）	⑩複合して廃止	・老朽化後は、新設される複合施設に機能移転	□		複合		
いせ市民活動センター（北館・南館）	③複合化	・北館2階に郷土資料館を新設	□		複合		更新
伊勢市生涯学習センター	①そのまま	・生涯学習の拠点施設であり、駐車場も広く利便性が高い。また、稼働率も高いため、老朽化後は更新する。	○				更新
二見生涯学習センター	⑩複合して廃止	・二見総合支所の老朽化に伴い新設される複合施設に機能移転	□		複合		
小俣図書館生涯学習施設	—	・伊勢図書館と小俣図書館を集約化していく中で検討していく	□	検討			
ハートプラザみその（多目的ホール）	⑩複合して廃止	・御菌総合支所・御菌公民館の老朽化に伴い新設される複合施設に機能移転	□			複合	

※見直し区分はP11を参照

**記号の見方**

【将来更新】 ○:更新する □:集約・複合して更新する ×:更新しない

【見直し時期】 I期:2017～2024年度 II期:2025～2034年度 III期:2035～2044年度

●:耐用年数到達時期(耐用年数を経過している場合も含む)

※廃止や除却の時期を定めたものではありません。

## (2) 社会教育系施設

### (2)-① 図書館

施設分類表		延床面積		施設名
中分類	施設数	合計	公共施設全数に対する割合	
図書館	2	5,657 m <sup>2</sup>	1.3%	伊勢図書館、小俣図書館 ※各分室(支所併設コミュニティセンター、伊勢市生涯学習センター、市立伊勢総合病院、二見公民館、ハートプラザみその)は含めていません

#### ■ 施設類型別基本方針<図書館>

- 図書館は、年間延べ32万人以上の市民が利用し、延べ66万冊が貸し出されている重要な生涯学習施設であるため、今後も図書館サービスの提供を継続する必要があります。
- 図書館サービスの提供にあたっては、サービスの質の確保と管理運営の効率化を念頭に置きます。
- 施設の更新は、将来的なニーズを見定め、施設の統合及び適切な規模、利便性等に留意し検討を行う必要があります。

#### ◆ 具体的な将来の管理方針<図書館>

- 少子化、人口減少を見据え、伊勢図書館と小俣図書館を集約化し、更新します。集約化の詳細は、今後検討していきます。
- 図書館の更新にあたっては、他の機能を複合化させることも検討します。

施設名	方向性		将来更新	見直し時期			
	見直し区分	説明		I期	II期	III期	以降
伊勢図書館	④集約化	・伊勢図書館と小俣図書館を集約化	□	検討			
小俣図書館							

※見直し区分はP11を参照

#### 記号の見方

〔将来更新〕 ○:更新する □:集約・複合して更新する ×:更新しない

〔見直し時期〕 I期:2017~2024年度 II期:2025~2034年度 III期:2035~2044年度

●:耐用年数到達時期(耐用年数を経過している場合も含む)

※廃止や除却の時期を定めたものではありません。

## (2)-② 博物館等

施設分類表		延床面積		施設名
中分類	施設数	合計	公共施設全数に対する割合	
博物館等	5	4,366 m <sup>2</sup>	1.0%	賓日館、伊勢河崎商人館、伊勢古市参宮街道資料館、尾崎罌堂記念館、山田奉行所記念館

### ■ 施設類型別基本方針<博物館等>

- 築年度が古く耐震性が確保されていない施設の耐震化については、安全性はもとより、耐震化により文化財としての価値を損なわないか、利用状況、費用、引き続き使用すべき施設か否かも含めた慎重な検討が必要です。
- 施設の運営・維持管理については、貸室の利用率の向上、維持管理の更なる効率化を図ります。
- 施設の更新にあたっては、利用状況等を勘案しながら、配置数の縮小を検討する必要があります。

### ◆ 具体的な将来の管理方針<博物館等>

- 賓日館は国指定の重要文化財、伊勢河崎商人館は国の登録有形文化財であり、現状のままサービスを提供し続けることとします。ただし、建築後100年以上が経過している建物であるため、賓日館は耐震補強を行い、伊勢河崎商人館は、今後のあり方を検討していきます。
- 伊勢古市参宮街道資料館、尾崎罌堂記念館、山田奉行所記念館は、使用できる間は現状のままサービスを提供しながら、今後のあり方を検討していきます。

施設名	方向性		将来更新	見直し時期			
	見直し区分	説明		I期	II期	III期	以降
賓日館	—	・耐震補強を行い維持	—				
伊勢河崎商人館	—	・必要な補修を行いながら維持	—				
伊勢古市参宮街道資料館	⑦そのまま(当面)	・使用できる間はサービスを提供し、今後のあり方を検討	=			●	
尾崎罌堂記念館	⑦そのまま(当面)	・使用できる間はサービスを提供し、今後のあり方を検討	=			●	
山田奉行所記念館	⑦そのまま(当面)	・使用できる間はサービスを提供し、今後のあり方を検討	=		●		

※見直し区分はP11を参照

#### 記号の見方

〔将来更新〕 ○:更新する □:集約・複合して更新する ×:更新しない

=:今後のあり方を検討

〔見直し時期〕 I期:2017~2024年度 II期:2025~2034年度 III期:2035~2044年度

●:耐用年数到達時期(耐用年数を経過している場合も含む)

※廃止や除却の時期を定めたものではありません。

### (3) スポーツ・レクリエーション系施設

#### (3)-① スポーツ施設

施設分類表		延床面積		施設名
中分類	施設数	合計	公共施設全数に対する割合	
スポーツ施設	10	14,968 m <sup>2</sup>	3.5%	市営庭球場、ダイムスタジアム伊勢(倉田山公園野球場)、伊勢フットボールヴィレッジ、市民武道館、二見体育館、二見グラウンドミーティングセンター、小俣児童体育館、三重電子スマイルアリーナ小俣(小俣総合体育館)、やすらぎ公園プール、御菌B&G海洋センター ※建物のない施設は含めていません。

#### ■ 施設類型別基本方針<スポーツ施設>

- スポーツ施設については、公共施設としての必要性、周辺の民間施設とのすみわけを考慮しつつ、施設の利用状況、地域ごとの配置バランス等を勘案し、適正な配置に努めます。
- 利用者数が少なく、老朽化が進んでいる施設は廃止を含め、検討する必要があります。
- 施設の運営・維持管理については、指定管理者制度導入施設を増やすなど、更なる効率化を図ります。

#### ◆ 具体的な将来の管理方針<スポーツ施設>

- 市営庭球場、ダイムスタジアム伊勢(倉田山公園野球場)、伊勢フットボールヴィレッジ、三重電子スマイルアリーナ小俣(小俣総合体育館)、御菌B&G海洋センターは、現状のままサービスを提供していくこととし、今後は大規模改修、更新を行います。また、これらの施設については、指定管理者制度の導入など運営方法の見直しを行うとともに、多様化する市民ニーズへの対応、施設の有効活用等に努めます。
- 市民武道館は、大規模改修や更新を行わず、使用できる間はサービスを提供していきます。なお、使用できなくなった時は、機能移転先を検討します。
- 二見体育館は、老朽化が進んでいるため、統合後の旧二見中学校体育館へ移転します。
- 二見グラウンドミーティングセンターは、大規模改修や更新を行わず、指定管理者制度の導入、使用方法を検討しながら使用できる間はサービスを提供していきます。
- 小俣児童体育館は、大規模改修や更新を行わず、使用できる間はサービスを提供していきます。
- やすらぎ公園プールは、大規模改修や更新を行わず、使用できる間はサービスを提供していきます。

施設名	方向性		将来更新	見直し時期			
	見直し区分	説明		I期	II期	III期	以降
市営庭球場	②運営手法の見直し	・指定管理者制度の導入を検討	○		指定管理更新		
ダイムスタジアム伊勢(倉田山公園野球場)	②運営手法の見直し	・指定管理者制度の導入を検討	○		指定管理		更新
伊勢フットボールヴィレッジ	②運営手法の見直し	・指定管理者制度の導入を検討	○		指定管理		更新
市民武道館	⑦そのまま(当面)	・大規模改修は行なわず、使用できる間はサービスを提供。使用できなくなった時は、機能移転先を検討	×	●			
二見体育館	⑱移転して廃止	・統合後の旧二見中学校体育館へ機能移転	×		移転廃止		
二見グラウンドミーティングセンター	⑬運営手法の見直し(複合等当面)	・大規模改修は行なわず、指定管理者制度の導入、複合化等の使用方法を検討しながら、使用できる間はサービスを提供	×		指定管理		
小俣児童体育館	⑦そのまま(当面)	・大規模改修や更新は行なわず、使用できる間はサービスを提供	×		●		
三重電子スマイルアリーナ小俣(小俣総合体育館)	①そのまま		○				更新
やすらぎ公園プール	⑦そのまま(当面)	・大規模改修や更新は行なわず、使用できる間はサービスを提供	×	●			
御菌B&G海洋センター	②運営手法の見直し	・指定管理者制度の導入を検討	○		指定管理	更新	

※見直し区分はP11を参照

**記号の見方**

【将来更新】 ○:更新する □:集約・複合して更新する ×:更新しない

【見直し時期】 I期:2017~2024年度 II期:2025~2034年度 III期:2035~2044年度

●:耐用年数到達時期(耐用年数を経過している場合も含む)

※廃止や除却の時期を定めたものではありません。

### (3)-② レクリエーション施設・観光施設

施設分類表		延床面積		施設名
中分類	施設数	合計	公共施設全数に対する割合	
レクリエーション施設・観光施設	6	863 m <sup>2</sup>	0.2%	神社海の駅、河崎川の駅、二軒茶屋川の駅、宇治浦田観光案内所、伊勢市駅手荷物預かり所、二見浦海水浴場(ビーチハウス)

#### ■ 施設類型別基本方針<レクリエーション施設・観光施設>

- 地域の観光資源等の分布状況や活性化の観点から、公共施設としての必要性、周辺の民間施設の状況等を考慮しつつ、施設の利用状況等を勘案し、適正な配置を行います。
- 採算性の高い施設については、民営化を検討します。
- 施設の更新にあたっては、利用状況等を勘案しながら検討を行います。
- 利用者数が少なく、老朽化が進んでいる施設は廃止等を検討する必要があります。
- 施設の運営・維持管理については、指定管理者制度導入施設を増やすなど、更なる効率化を図ります。

#### ◆ 具体的な将来の管理方針<レクリエーション施設・観光施設>

- 神社海の駅、河崎川の駅、二軒茶屋川の駅は、現状のまま維持管理しますが、今後のあり方については、宇治山田港湾整備促進協議会にて検討していく予定です。
- 宇治浦田観光案内所、伊勢市駅手荷物預かり所は、現状のままサービスを提供し続けることとし、将来は更新します。
- 二見浦海水浴場(ビーチハウス)は、老朽化が進めば除却します。なお、海水浴場は継続し、監視所など安全管理上必要な機能はあり方を検討します。

施設名	方向性		将来更新	見直し時期			
	見直し区分	説明		I期	II期	III期	以降
神社海の駅	⑦そのまま(当面)	・今後、宇治山田港湾整備促進協議会にて検討予定	=	●			
河崎川の駅	⑦そのまま(当面)	・今後、宇治山田港湾整備促進協議会にて検討予定	=		●		
二軒茶屋川の駅	⑦そのまま(当面)	・今後、宇治山田港湾整備促進協議会にて検討予定	=		●		
宇治浦田観光案内所	①そのまま		○				更新
伊勢市駅手荷物預かり所	①そのまま		○				更新
二見浦海水浴場(ビーチハウス)	⑦そのまま(当面)	・海水浴場は継続し、監視所など安全管理上必要な機能はあり方を検討	×	●			

※見直し区分はP11を参照

**記号の見方**

【将来更新】 ○:更新する □:集約・複合して更新する ×:更新しない  
 =:今後のあり方を検討

【見直し時期】 I期:2017~2024年度 II期:2025~2034年度 III期:2035~2044年度  
 ●:耐用年数到達時期(耐用年数を経過している場合も含む)  
 ※廃止や除却の時期を定めたものではありません。

## (4) 産業系施設

### (4)-① 産業系施設

施設分類表		延床面積		施設名
中分類	施設数	合計	公共施設 全数に対する割合	
産業系施設	7	5,787 m <sup>2</sup>	1.4%	産業支援センター、労働福祉会館、農産物直売所サンファームおばた、郷の恵「風輪」、民話の駅蘇民、小俣農村環境改善センター、サンライフ伊勢

#### ■ 施設類型別基本方針<産業系施設>

- 施設の設立時から社会背景等や市民ニーズが変化し、公共施設として設置する必要性が薄れた施設については、廃止を含めて検討する必要があります。
- 会議室等については、貸出率の向上を図ります。
- 施設の運営・維持管理については、より効率的・効果的な運営を図ります。

#### ◆ 具体的な将来の管理方針<産業系施設>

- 産業支援センターは、ものづくり支援の一環として貸出していた機械設備の老朽化や施設利用者の減少といった課題があったため、令和5年度末をもって用途を廃止し、令和6年度に売却します。(売却済)
- 労働福祉会館は、老朽化後新設される複合施設に機能移転します。
- 農産物直売所サンファームおばた、郷の恵「風輪」、民話の駅蘇民は、当面はこのままの形態とし、地産地消事業を進めながら、譲渡を含め今後のあり方を検討します。
- 小俣農村環境改善センターは、小俣総合支所の老朽化に伴い新設される複合施設に機能移転します。
- サンライフ伊勢は、機能を分散し除却します。

施設名	方向性		将来更新	見直し時期			
	見直し区分	説明		I期	II期	III期	以降
産業支援センター	⑮譲渡 (使途限定なし)	・用途廃止し、売却 (R6 年度) ・ソフト面への支援は、今後も継続	×	譲渡			
労働福祉会館	⑯複合して廃止	・老朽化後は、新設される複合施設に機能移転	□		複合		
農産物直売所サンファームおぼた	⑦そのまま (当面)	・当面はこのままの形態とし、譲渡を含め今後のあり方を検討	=			●	
郷の恵「風輪」	⑦そのまま (当面)	・当面はこのままの形態とし、譲渡を含め今後のあり方を検討	=		●		
民話の駅蘇民	⑦そのまま (当面)	・当面はこのままの形態とし、譲渡を含め今後のあり方を検討	=	●			
小俣農村環境改善センター	⑯複合して廃止	・小俣総合支所の老朽化に伴い新設される複合施設に機能移転	□		複合		
サンライフ伊勢	⑳廃止	・すべての機能 (貸室、トレーニング室、体育室) を他施設の利用等で対応 ・用途廃止 (R6 年度) し、除却	×	廃止			

※見直し区分は P11 を参照

#### 記号の見方

【将来更新】 ○:更新する □:集約・複合して更新する ×:更新しない  
=: 今後のあり方を検討

【見直し時期】 I期:2017~2024 年度 II期:2025~2034 年度 III期:2035~2044 年度

●:耐用年数到達時期(耐用年数を経過している場合も含む)

※廃止や除却の時期を定めたものではありません。

## (5) 学校教育系施設

### (5)-① 学校

施設分類表		延床面積		施設名
中分類	施設数	合計	公共施設全数に対する割合	
学校	32	175,364 m <sup>2</sup>	41.2%	小学校(22)、中学校(10)

#### ■ 施設類型別基本方針<学校>

- 「市立小中学校適正規模化・適正配置基本計画」の考え方を中心に、施設の総合管理を行います。
- 適正配置の検討にあたっては、学校の統合や通学区域の見直しが必要となるため、児童生徒の通学距離、通学路の安全等を考慮します。
- 校舎等学校施設については、地震・津波等の災害に対する児童生徒の安全・安心の確保及び地域の防災拠点としての機能の強化が求められていることに十分留意し、整備を進めます。
- 学校の統合にあたり統合校の設置場所は、位置、周辺環境、児童生徒の通学距離、既存校舎の校地面積、建築年数、施設の状況や教室数等を勘案し設置します。沿岸部においては、地震、津波等の災害が懸念されるため、高台等設置場所の選定及び校舎の高層化等施設の充実を行います。
- 更新にあたっては、施設の複合化等を検討していく必要があります。
- 効率的なメンテナンスと予防保全的な改修等により、学校施設の長寿命化を図ります。

◆ 具体的な将来の管理方針<学校>

- 小中学校の建替えにおいては、集会機能を備えるとともに、放課後児童クラブ等との施設の複合化を図ります。
- 統合後の小中学校の校舎と体育館の扱いについては、以下のとおりとします。

<基本的な考え方>

①廃校となった校舎は速やかに除却することを前提とします。

②廃校を再利用する場合は次のとおりとします。

(再利用期間) 施設の改修は行わず、安全に利用できる期間

- (再利用の優先順位)
- 第一 …… 防災対策
  - 第二 …… 市の事業 (一時的な利用も含む)
  - 第三 …… 第三者による利用 (貸付、譲渡等)

(再利用の条件)

再利用 (第二、第三の利用) する場合は、

- ・ 第二の利用においては、維持管理費用と事業効果を十分精査する。
- ・ 第三の利用においては、市の維持管理費用の負担が生じないこととする。  
⇒ 第三の利用で発生する費用を賄える収入が見込めること。
- ・ 体育館、別棟など、一部施設の利用も再利用に含める。  
⇒ この場合においても、上記と同様に経費課題を検討する。

施設名	方向性		将来更新	見直し時期			
	見直し区分	説明		I期	II期	III期	以降
早修小学校	④集約化 ⑩集約して廃止	・早修小学校跡地において統合予定	□		集約	集約	更新
中島小学校							
佐八小学校							
上野小学校	⑩集約して廃止	・状況により早修・中島・佐八小学校の統合校と統合予定	○				更新
二見浦小学校	①そのまま	・二見中学校とともに別敷地に移転(R5年度)					
豊浜東小学校	⑩集約して廃止	・別敷地において統合予定					
豊浜西小学校							
北浜小学校							
東大淀小学校							
明倫小学校	④集約化	・明倫小学校跡地において統合予定	□				検討
宮山小学校	⑩集約して廃止						
進修小学校	⑩集約して廃止	・五十鈴中学校跡地において統合予定	□				検討
四郷小学校							
修道小学校							
有緝小学校	①そのまま		○				更新
厚生小学校	①そのまま		○				更新
浜郷小学校	①そのまま		○			更新	
城田小学校	①そのまま		○			更新	
小俣小学校	①そのまま		○		更新		

※見直し区分はP11を参照

**記号の見方**

【将来更新】 ○:更新する □:集約・複合して更新する ×:更新しない

【見直し時期】 I期:2017~2024年度 II期:2025~2034年度 III期:2035~2044年度

●:耐用年数到達時期(耐用年数を経過している場合も含む)

※廃止や除却の時期を定めたものではありません。

※方向性については、「市立小中学校適正規模化・適正配置基本計画」に基づき作成。

今後、児童生徒数の推移により統合の時期及び組み合わせが変更となる場合があります。

施設名	方向性		将来更新	見直し時期			
	見直し区分	説明		I期	II期	III期	以降
明野小学校	①そのまま		○			更新	
御菌小学校	①そのまま		○		更新		
みなと小学校	①そのまま	・新設 (R3 年度)	○				更新
倉田山中学校	④集約化	・倉田山中学校跡地において統合予定	□	検討			
五十鈴中学校	④集約化 ⑤転用	・倉田山中学校跡地において統合予定 ・統合後は、統合小学校が利用予定					
港中学校	⑩集約して廃止	・別敷地において統合予定	□	検討			
御菌中学校							
城田中学校	⑩集約して廃止	・小俣中学校跡地において統合予定	□	検討			
小俣中学校	④集約化						
厚生中学校	①そのまま		○				更新
二見中学校	①そのまま	・二見浦小学校とともに別敷地に移転 (R5 年度)	○				更新
伊勢宮川中学校	①そのまま		○				更新
桜浜中学校	①そのまま	・新設 (H31 年度)	○				更新

※見直し区分は P11 を参照

**記号の見方**

【将来更新】 ○:更新する □:集約・複合して更新する ×:更新しない

【見直し時期】 I期:2017~2024 年度 II期:2025~2034 年度 III期:2035~2044 年度

●:耐用年数到達時期(耐用年数を経過している場合も含む)

※廃止や除却の時期を定めたものではありません。

※方向性については、「市立小中学校適正規模化・適正配置基本計画」に基づき作成。

今後、児童生徒数の推移により統合の時期及び組み合わせが変更となる場合があります。

## (5)-② その他教育施設

施設分類表		延床面積		施設名
中分類	施設数	合計	公共施設全数に対する割合	
その他教育施設	1	2,158 m <sup>2</sup>	0.5%	中学校給食共同調理場

### ■ 施設類型別基本方針<その他教育施設>

- 今後も安全な給食の提供に努めることを第一とします。
- 施設の運営・維持管理については、より効率的・効果的な運営を図ります。
- 更新にあたっては、生徒数の減少に合わせて適切な施設規模を検討する必要があります。

### ◆ 具体的な将来の管理方針<その他教育施設>

- 中学校給食共同調理場は、中学校給食を今後も実施していく方向であり、将来は更新します。現在、調理・配送業務は民間委託していますが、管理運営業務の民間委託や指定管理者制度への移行を検討していきます。

施設名	方向性		将来更新	見直し時期			
	見直し区分	説明		I期	II期	III期	以降
中学校給食共同調理場	①そのまま	・管理運営業務の民間委託や指定管理者制度への移行を検討	○				更新

※見直し区分はP11を参照

#### 記号の見方

【将来更新】 ○:更新する □:集約・複合して更新する ×:更新しない

【見直し時期】 I期:2017~2024年度 II期:2025~2034年度 III期:2035~2044年度

●:耐用年数到達時期(耐用年数を経過している場合も含む)

※廃止や除却の時期を定めたものではありません。

## (6) 子育て支援施設

### (6)-① 幼稚園・保育所・認定こども園

施設分類表		延床面積		施設名
中分類	施設数	合計	公共施設全数に対する割合	
幼稚園・保育所・認定こども園	12	10,318 m <sup>2</sup>	2.4%	幼稚園(2)、保育所(9)、認定こども園(1)

#### ■ 施設類型別基本方針<幼稚園・保育所・認定こども園>

- 「就学前の子どもの教育・保育に関する施設整備計画」の整備・整理方針に沿って、施設の総合管理を行います。
- 少子化に伴い園児数が減少しており、公立施設の整理統合を行います。
- 整理統合にあたっては、人口分布、保育ニーズ、施設の態様、民間施設を含めた既存施設の配置状況等を勘案したうえで、多様な保育サービスを提供する施設として整備することを基本に、市全体の適正配置を図ることとします。
- 既存の公共施設のうち、子育て支援センターの併設や多機能化に対応できる施設を各地域における拠点として整備し、他の施設については、統合により整理します。
- 教育の質を確保するという観点から、集団の最低人数（15人）を下回った幼稚園については整理します。
- 老朽化等に伴う整理統合にあたっては、津波や浸水、洪水被害が見込まれる地域において、防災の観点も踏まえ、私立との共存、子育て支援等の充実を総合的に捉えて計画的に施設を整備します。

#### ◆ 具体的な将来の管理方針<幼稚園・保育所・認定こども園>

- 御菌第一保育園は御菌第二保育園との統合を検討し、施設を更新していく際には、御菌子育て支援センターを機能移転します。
- 保育所しらとり園、保育所ゆりかご園、小俣幼稚園、明野幼稚園は、他施設との統合による認定こども園化を検討します。なお、保育所ゆりかご園は施設を更新していく際には、小俣子育て支援センターを機能移転します。
- 明倫保育所、浜郷保育所は、他施設との統合を検討します。
- 保育所きらら館、しごうこども園、ふたみ保育園は現状のままサービスを提供し続けることとし、今後も大規模改修、更新を行います。

施設名	方向性		将来更新	見直し時期			
	見直し区分	説明		I期	II期	III期	以降
明倫保育所	①そのまま	・他施設との統合を検討	○			更新	
浜郷保育所	①そのまま	・他施設との統合を検討	○			更新	
保育所きらら館	①そのまま		○				更新
二見浦保育園	⑰集約して廃止	・別敷地において統合（R5年度）	□	集約			
五峰保育園							
高城保育園							
保育所しらとり園	①そのまま	・他施設との統合による認定こども園化も検討	○			更新	
保育所ゆりかご園	①そのまま	・他施設との統合による認定こども園化も検討。施設を更新していく際には、小俣子育て支援センターをゆりかご園に機能移転する。	○			更新	
御菌第一保育園	③複合化	・統合を検討。施設を更新していく際には、御菌子育て支援センターを機能移転する。	□		複合更新		
御菌第二保育園							
しごうこども園	①そのまま		○				更新
小俣幼稚園	①そのまま	・他施設との統合による認定こども園化も検討	○			更新	
明野幼稚園	①そのまま	・他施設との統合による認定こども園化も検討	○		更新		
ふたみ保育園	①そのまま	・新設（R5年度）	○				更新

※見直し区分はP11を参照

#### 記号の見方

〔将来更新〕 ○:更新する □:集約・複合して更新する ×:更新しない

〔見直し時期〕 I期:2017～2024年度 II期:2025～2034年度 III期:2035～2044年度

●:耐用年数到達時期(耐用年数を経過している場合も含む)

※廃止や除却の時期を定めたものではありません。

※方向性については、「就学前の子どもの教育・保育に関する施設整備計画」に基づき作成。

今後、園児数の推移により、方向性に変更が生じる場合があります。

## (6)-② 幼児・児童施設

施設分類表		延床面積		施設名
中分類	施設数	合計	公共施設全数に対する割合	
幼児・児童施設	13	3,592 m <sup>2</sup>	0.9%	児童センター(3)、児童館(2)、御菌こどもプラザ、御菌こども広場(ハートプラザみその内)、子育て支援センター(6)

### ■ 施設類型別基本方針<幼児・児童施設>

- 放課後児童クラブについては、児童数の減少や小学校の適正規模化・適正配置の推移など、今後の施設のニーズを見定めたくうえで、適切な配置の検討を行っていきます。
- 放課後児童クラブの設置・更新にあたっては、小学校の空き教室や小学校付近の公共施設を活用します。
- 施設の運営・維持管理については、より効率的・効果的な運営を図ります。

### ◆ 具体的な将来の管理方針<幼児・児童施設>

- あさま児童センター及び黒瀬児童センターは、更新後の市民館に複合化します。その他の児童館は、他の施設と複合化します。
- 放課後児童クラブは、小学校整備時に学校施設に機能移転します。
- 中央児童センター（福祉健康センター内）は、民間事業者による事業の継続を条件に建物を譲渡します。（譲渡済）
- 御菌こども広場は、御菌総合支所・御菌公民館の老朽化に伴い新設される複合施設に機能移転します。
- 明倫子育て支援センターは、駅前子育て支援センターとの役割を整理し利用状況を踏まえたうえで、子育て世帯を支援する機能の実施について検討します。また、明倫保育所の更新時に他施設との統合を検討します。
- 小俣子育て支援センター及び御菌子育て支援センターは、近隣の各保育所の更新時に複合化します。
- その他の子育て支援センターは併設の保育所の管理方針に合わせて運営をしていきます。
- 駅前一時保育室は、併設の駅前子育て支援センターとともに市内の拠点的な施設として運営をしていきます。

施設名	方向性		将来更新	見直し時期			
	見直し区分	説明		I期	II期	III期	以降
あさま児童センター	⑩複合して廃止	・更新後の朝熊市民館に複合化	□				複合
黒瀬児童センター	⑩複合して廃止	・更新後の黒瀬市民館に複合化	□				複合
中央児童センター (福祉健康センター内)	⑨譲渡(使途限定)	・譲渡 (R5 年度)	×	譲渡			
小俣児童館	⑩複合して廃止	・放課後児童クラブは小学校整備時に学校施設に機能移転 ・児童館は他の施設と複合化	□		複合		複合
明野児童館	⑩複合して廃止	・放課後児童クラブは小学校整備時に学校施設に機能移転 ・児童館は他の施設と複合化	□			複合	複合
御菌こどもプラザ	⑩複合して廃止	・放課後児童クラブは小学校整備時に学校施設に機能移転	□		複合		
御菌こども広場(ハートプラザみその内)	⑩複合して廃止	・御菌総合支所・御菌公民館の老朽化に伴い新設される複合施設に機能移転	□			複合	
明倫子育て支援センター(明倫保育所内)	⑤転用	・子育て世帯を支援する機能の実施について検討 ・明倫保育所の更新時に他施設との統合を検討	○		転用	更新	
子育て支援センターきらら館(保育所きらら館内)	①そのまま		○				更新
しごう子育て支援センター(しごうこども園内)	①そのまま		○				更新
二見子育て支援センター(ふたみ保育園内)	①そのまま		○				更新
小俣子育て支援センター(小俣保健センター内)	⑩複合して廃止	・保育所ゆりかご園の更新時に複合化	□			複合	
御菌子育て支援センター(御菌総合支所内)	⑩複合して廃止	・御菌第一保育園の更新時に複合化	□		複合		
駅前子育て支援センター(健康福祉ステーション内)	①そのまま	・新設 (R5 年度)	○				
駅前一時保育室(健康福祉ステーション内)	①そのまま	・新設 (R5 年度)	○				

※見直し区分はP11を参照

#### 記号の見方

【将来更新】 ○:更新する □:集約・複合して更新する ×:更新しない

【見直し時期】 I期:2017~2024年度 II期:2025~2034年度 III期:2035~2044年度

●:耐用年数到達時期(耐用年数を経過している場合も含む)

※廃止や除却の時期を定めたものではありません。

## (7) 保健医療・福祉施設

### (7)-① 高齢福祉施設

施設分類表		延床面積		施設名
中分類	施設数	合計	公共施設 全数に対する割合	
高齢福祉施設	5	4,615 m <sup>2</sup>	1.1%	老人福祉センター(福祉健康センター内)、二見老人福祉センター、合同会館(小俣老人福祉会館)、御菌老人福祉センター(ハートプラザみその内)、みなとふれあいセンター

#### ■ 施設類型別基本方針<高齢福祉施設>

- 今後の高齢者数の増加や地域のニーズを見定めたうえで、施設の適正配置を検討していく必要があります。
- 施設の設立時から社会背景等が変化し、公共施設として設置する必要性が薄れた施設で、且つ地域に密着しているものについては、地域への譲渡等を検討する必要があります。
- 更新にあたっては、施設の集約化や複合化等を検討していく必要があります。
- 施設の運営・維持管理については、より効率的・効果的な運営を図ります。

#### ◆ 具体的な将来の管理方針<高齢福祉施設>

- 老人福祉センター(福祉健康センター内)は、民間事業者による事業の継続を条件に建物を譲渡します。(譲渡済)
- 二見老人福祉センターは、二見総合支所の老朽化に伴い新設される複合施設に機能移転します。
- 小俣老人福祉会館(合同会館内)は、区分所有となっているため、整理ができれば、小俣総合支所の老朽化に伴い新設される複合施設に機能移転します。
- 御菌老人福祉センター(ハートプラザみその内)は、御菌総合支所・御菌公民館の老朽化に伴い新設される複合施設に機能移転します。
- みなとふれあいセンターは、当面そのまま使用し将来は譲渡します。

施設名	方向性		将来更新	見直し時期			
	見直し区分	説明		I期	II期	III期	以降
老人福祉センター (福祉健康センター内)	⑨譲渡(使途限定)	・譲渡 (R5年度)	×	譲渡			
二見老人福祉センター	⑩複合して廃止	・二見総合支所の老朽化に伴い新設される複合施設に機能移転	□		複合		
小俣老人福祉会館 (合同会館内)	⑩複合して廃止	・小俣総合支所の老朽化に伴い新設される複合施設に機能移転 ・機能移転後の建物については、区分所有者と協議	□		複合		
御菌老人福祉センター (ハートプラザみその内)	⑩複合して廃止	・御菌総合支所・御菌公民館の老朽化に伴い新設される複合施設に機能移転	□			複合	
みなとふれあいセンター	⑨譲渡(使途限定)	・譲渡	×		譲渡		

※見直し区分はP11を参照

**記号の見方**

【将来更新】 ○:更新する □:集約・複合して更新する ×:更新しない

【見直し時期】 I期:2017~2024年度 II期:2025~2034年度 III期:2035~2044年度

●:耐用年数到達時期(耐用年数を経過している場合も含む)

※廃止や除却の時期を定めたものではありません。

## (7)-② 障がい福祉施設

施設分類表		延床面積		施設名
中分類	施設数	合計	公共施設全数に対する割合	
障がい福祉施設	5	2,257 m <sup>2</sup>	0.5%	身体障害者福祉センター(福祉健康センター内)、ひまわり(福祉健康センター内)、おおぞら児童園、おひさま児童園(ハートプラザみその内)、フレンズ(ハートプラザみその内)

### ■ 施設類型別基本方針<障がい福祉施設>

- 障害福祉サービス等の必要性やニーズを見定め、施設の適正規模、適正配置を検討していく必要があります。また、高齢者施設など社会背景の変化等により公共によるサービス提供の必要性が乏しくなっている施設については、用途変更等による新たな障害福祉サービス等の提供を検討します。
- 施設の設立時から障がい者福祉を取り巻く環境は大きく変化しており、民間事業者によるサービス提供体制の充実等を踏まえ、民間譲渡等を検討します。
- 更新にあたっては、必要性やニーズを見定め、機能移転や複合化等を検討する必要があります。
- 施設の運営・維持管理については、より効率的・効果的な運営を図ります。

### ◆ 具体的な将来の管理方針<障がい福祉施設>

- 福祉健康センター内にある身体障害者福祉センターと障がい者就労支援施設「ひまわり」は、民間事業者による事業の継続を条件に建物を譲渡します。  
(譲渡済)
- おおぞら児童園は、多様化する療育のニーズに対応するため、事業を継続していきます。
- おひさま児童園は、御菌総合支所・御菌公民館の老朽化に伴い新設される複合施設に機能移転します。
- 障害児放課後等支援施設フレンズは、御菌総合支所・御菌公民館の老朽化に伴い新設される複合施設に機能移転します。
- 障がい者基幹相談支援センターは、各種相談機能の集約化に伴い、新設する健康福祉ステーション(福祉総合支援センターよりそい内)に移転します。  
(移転済)

施設名	方向性		将来更新	見直し時期			
	見直し区分	説明		I期	II期	III期	以降
身体障害者福祉センター（福祉健康センター内）	⑨譲渡（使途限定）	・譲渡（R5年度）	×	譲渡			
ひまわり（福祉健康センター内）	⑨譲渡（使途限定）	・譲渡（R5年度）	×	譲渡			
おおぞら児童園	①そのまま		○				更新
おひさま児童園（ハートプラザみその内）	⑩複合して廃止	・御菌総合支所・御菌公民館の老朽化に伴い新設される複合施設に機能移転	□				複合
フレンズ（ハートプラザみその内）	⑩複合して廃止	・御菌総合支所・御菌公民館の老朽化に伴い新設される複合施設に機能移転	□				複合
障がい者基幹相談支援センター（健康福祉ステーション内）	①そのまま	・新設（R5年度）	○				

※見直し区分はP11を参照

#### 記号の見方

【将来更新】 ○:更新する □:集約・複合して更新する ×:更新しない

【見直し時期】 I期:2017～2024年度 II期:2025～2034年度 III期:2035～2044年度

●:耐用年数到達時期(耐用年数を経過している場合も含む)

※廃止や除却の時期を定めたものではありません。

### (7)-③ 保健医療施設

施設分類表		延床面積		施設名
中分類	施設数	合計	公共施設全数に対する割合	
保健医療施設	12	6,128 m <sup>2</sup>	1.4%	中央保健センター(福祉健康センター内)、小俣保健センター、御菌保健センター(ハートプラザみその内)、小俣保健福祉会館(6)、離宮の湯、休日・夜間応急診療所(福祉健康センター内)、歯科休日応急診療所(福祉健康センター別棟)

#### ■ 施設類型別基本方針<保健医療施設>

- 保健医療施設は、施設ごとにそれぞれの設置目的やニーズを見定めたうえで、施設の適正規模、適正配置を検討していく必要があります。また、施設の性質により、広域的に設置すべき施設か地域的に設置すべき施設かを前提に検討する必要があります。
- 施設の設立時から社会背景等が変化し、公共施設として設置する必要性が薄れた施設で、且つ地域に密着しているものについては、地域への譲渡等を検討する必要があります。
- 更新にあたっては、施設の集約化や複合化等を検討していく必要があります。
- 施設の運営・維持管理については、より効率的・効果的な運営を図ります。

#### ◆ 具体的な将来の管理方針<保健医療施設>

- 中央保健センター(福祉健康センター内)は、健康福祉ステーションへ移転します。(移転済)
- 小俣保健センターは、将来は小俣総合支所の老朽化に伴い新設される複合施設に機能を移転します。なお、小俣子育て支援センターは、保育所ゆりかご園の更新時に複合化します。
- 御菌保健センター(ハートプラザみその内)は、御菌総合支所・御菌公民館の老朽化に伴い新設される複合施設に機能移転します。
- 各小俣保健福祉会館は、大規模改修や更新を行いませんが、地域に密着した施設であり利用者も多いため、使用できる間はサービスを続けていきます。なお、使用していく期間においては、地元への譲渡や管理主体変更について検討していくこととします。
- 離宮の湯は、大規模改修や更新を行いませんが、宮川左岸で唯一の公衆浴場であり、年間約40,000人の利用があるため、使用できる間はサービスを続けていきます。今後は、譲渡や管理主体変更も含めて検討します。
- 休日・夜間応急診療所(医科・歯科)は、今後も市がサービスを継続して提供していきます。
- こども家庭センターは、妊産婦や子育て支援、子どもに対する支援を一層充実させるため、今後も市がサービスを提供していきます。

施設名	方向性		将来更新	見直し時期			
	見直し区分	説明		I期	II期	III期	以降
中央保健センター (福祉健康センター内)	⑨譲渡(使途限定)	・移転、譲渡 (R5年度)	×	移転 譲渡			
小俣保健センター	⑩複合して廃止	・小俣保健センター内にある小俣子育て支援センターは、保育所ゆりかご園の更新時に複合化します。 ・小俣総合支所の老朽化に伴い新設される複合施設に機能移転	□		複合		
御菌保健センター (ハートプラザみその内)	⑩複合して廃止	・御菌総合支所・御菌公民館の老朽化に伴い新設される複合施設に機能移転	□			複合	
小俣北部保健福祉会館	⑨譲渡(使途限定)	・地元自治会へ譲渡	×		譲渡		
小俣本町保健福祉会館	⑦そのまま(当面)	・小俣本町保健福祉会館運営委員会と譲渡の方向性について協議	×			●	
小俣元町保健福祉会館	⑦そのまま(当面)	・小俣元町保健福祉会館運営委員会と譲渡の方向性について協議	×		●		
小俣明野保健福祉会館	⑦そのまま(当面)	・小俣明野保健福祉会館運営委員会と譲渡の方向性について協議	×		●		
小俣宮前保健福祉会館	⑦そのまま(当面)	・小俣宮前保健福祉会館運営委員会と譲渡の方向性について協議	×		●		
小俣湯田保健福祉会館	⑦そのまま(当面)	・小俣湯田保健福祉会館運営委員会と譲渡の方向性について協議	×		●		
離宮の湯	⑦そのまま(当面)	・大規模改修や更新は行わず、使用できる間はサービスを提供	×				●
休日・夜間応急診療所 (福祉健康センター内)	①そのまま		○				更新
歯科休日応急診療所 (福祉健康センター別棟)	①そのまま		○				更新
こども家庭センター (健康福祉ステーション内)	①そのまま	・新設 (R6年度)	○				

※見直し区分はP11を参照

**記号の見方**

【将来更新】 ○:更新する □:集約・複合して更新する ×:更新しない

【見直し時期】 I期:2017~2024年度 II期:2025~2034年度 III期:2035~2044年度

●:耐用年数到達時期(耐用年数を経過している場合も含む)

※廃止や除却の時期を定めたものではありません。

## (8) 行政系施設

### (8)-① 庁舎等

施設分類表		延床面積		施設名
中分類	施設数	合計	公共施設全数に対する割合	
庁舎等	4	18,312 m <sup>2</sup>	4.3%	伊勢市役所本庁舎、二見総合支所、小俣総合支所、御菌総合支所 ※その他の9つの支所は、複合施設であるため、集会施設に掲載しています。

#### ■ 施設類型別基本方針<庁舎等>

- 庁舎等は、行政事務を行う施設であるとともに、災害時には防災拠点として重要な機能を担う施設であることから、計画的な管理により施設の安全性を確保します。
- 周辺の支所機能等を集約するなど、施設の有効活用を検討する必要があります。
- 更新にあたっては、周辺施設の状況や利用者数等を踏まえ、配置の適正化を検討する必要があります。

#### ◆ 具体的な将来の管理方針<庁舎等>

- 本庁舎は、大規模改修により長寿命化を図り、将来は更新します。
- 各総合支所は、老朽化後、新設される複合施設に機能移転します。それまでの間、空きスペースが生じた場合は有効活用に努めます。
- 庁舎の更新にあたっては、地域の他の公共施設や民間施設との複合化に努めます。
- 各庁舎に配置する行政組織のあり方については、今後検討することとします。
- 支所（9箇所）は、北浜支所、沼木支所のみ老朽化後複合施設として更新し、他の7支所は、条件が整えば機能を廃止します。（P31に記載）
- 健康福祉ステーションは、子どもから高齢者まで、全世代の市民の健康と福祉を総合的に支援していくため、今後もサービスを続けていきます。

施設名	方向性		将来更新	見直し時期			
	見直し区分	説明		I期	II期	III期	以降
伊勢市役所本庁舎	①そのまま		○			更新	
二見総合支所	⑯複合して廃止	・老朽化後は、新設される複合施設に機能移転	□		複合		
小俣総合支所	⑯複合して廃止	・老朽化後は、新設される複合施設に機能移転	□		複合		
御蘭総合支所	⑯複合して廃止	・老朽化後は、新設される複合施設に機能移転	□			複合	
健康福祉ステーション(庁舎部分)	①そのまま	・新設 (R5 年度)	○				

※見直し区分は P11 を参照

**記号の見方**

【将来更新】 ○:更新する □:集約・複合して更新する ×:更新しない

【見直し時期】 I期:2017~2024年度 II期:2025~2034年度 III期:2035~2044年度

●:耐用年数到達時期(耐用年数を経過している場合も含む)

※廃止や除却の時期を定めたものではありません。

**(8)-② 消防・防災施設**

施設分類表		延床面積		施設名
中分類	施設数	合計	公共施設全数に対する割合	
消防・防災施設	123	19,222 m <sup>2</sup>	4.5%	消防本部・消防署(1)、分署(3)、出張所(1)、車庫(43)、倉庫(1)、防災センター(1)、津波避難施設(8)、防災倉庫等(65)

**■ 施設類型別基本方針<消防・防災施設>**

- 消防・防災施設は、災害時の拠点となる重要な施設であることから、適切な配置や規模等を考慮した更新、計画的な維持保全や長寿命化を図ります。
- 地域性を考慮したうえで可能なものは、他の施設への複合化等を検討します。
- 施設の運営・維持管理については、より効率的・効果的な運営を図ります。

**◆ 具体的な将来の管理方針<消防・防災施設>**

- 災害時の拠点となる重要な施設であることから、大規模改修や更新を行っていきます。ただし、人口減少等による適正配置を目指します。
- 消防施設については、総務省消防庁「消防力の整備指針」に基づき、適正な管理を行っていきます。

施設名	方向性		将来更新	見直し時期			
	見直し区分	説明		I期	II期	III期	以降
消防本部・消防署	①そのまま		○				更新
消防署西分署(コミュニティ消防センター)	①そのまま		○				更新
消防署御菌分署	①そのまま		○				更新
消防署小俣分署	①そのまま		○			更新	
消防署二見出張所	①そのまま		○				更新
車庫(43)	①そのまま		○	更新			
倉庫(1)	②廃止	・時期を見て除却	×	廃止			

※見直し区分は P11 を参照 **記号の見方**  
 [将来更新] ○:更新する □:集約・複合して更新する ×:更新しない  
 [見直し時期] I期:2017~2024年度 II期:2025~2034年度 III期:2035~2044年度  
 ●:耐用年数到達時期(耐用年数を経過している場合も含む)  
 ※廃止や除却の時期を定めたものではありません。

施設名	方向性		将来更新	見直し時期			
	見直し区分	説明		I期	II期	III期	以降
村松町津波避難施設(タワー)	①そのまま		○				更新
大湊町津波避難施設(タワー)	①そのまま		○				更新
防災倉庫等(65)	①そのまま		○	更新			
防災センター	①そのまま		○				更新
有滝町津波避難施設(タワー)	①そのまま		○				更新
一色町津波避難施設(タワー)	①そのまま		○				更新
二見町西津波避難施設(タワー)	①そのまま		○				更新
磯町津波避難施設(マウンド)	①そのまま		○				更新
東豊浜町津波避難施設(タワー)	①そのまま		○				更新
二見町今一色津波避難施設(タワー)	①そのまま		○				更新

※見直し区分はP11を参照

**記号の見方**

【将来更新】 ○:更新する □:集約・複合して更新する ×:更新しない

【見直し時期】 I期:2017~2024年度 II期:2025~2034年度 III期:2035~2044年度

●:耐用年数到達時期(耐用年数を経過している場合も含む)

※廃止や除却の時期を定めたものではありません。

## (9) 公営住宅

### (9)-① 公営住宅

施設分類表		延床面積		施設名
中分類	施設数	合計	公共施設 全数に対 する割合	
公営住宅	40	53,220 m <sup>2</sup>	12.5%	市営住宅(38)、改良住宅(2)

#### ■ 施設類型別基本方針<公営住宅>

- 「市営住宅等長寿命化計画」の基本方針に沿って、施設の総合管理を行います。
- 施設の定期的な点検により、状態の把握を行い、適切な維持管理を実施します。
- 住棟単位の修繕履歴データを整理し、修繕履歴に基づいた的確な修繕・改善を実施します。
- 予防保全的な維持管理及び耐久性の向上等を図る改善を実施することにより、施設の長寿命化及びライフサイクルコストの縮減を図ります。
- 施設の長寿命化にあたっては、高齢者や障がい者等に配慮するとともに、居住者ニーズを考慮して、居住性や安全性の向上に努めます。
- 老朽化が進み、耐震性が確保されていない施設については、居住者の住み替え支援を行いつつ、用途廃止を行っていきます。
- 用途廃止によって、目標管理戸数を下回る場合においては、民間賃貸住宅事業者等と連携して、市営住宅等に加え民間賃貸住宅の活用による住宅セーフティネット策の導入を図っていきます。
- ただし、民間賃貸住宅の活用が困難な場合においては、計画的な更新（統合等）についても検討していきます。

※ 市営住宅等とは、市営住宅 38 団地、改良住宅 2 団地の計 40 施設

#### ◆ 具体的な将来の管理方針<公営住宅>

- 耐震性が確保されていない市営住宅については、入居者の住み替え支援を行いつつ、用途廃止を行っていきます。用途廃止によって目標管理戸数を下回る場合は、民間賃貸住宅の活用による住宅セーフティネット策の導入を図っていきます。ただし、民間賃貸住宅の活用が困難な場合は、建替えも検討します。
- 耐震性が確保されている市営住宅については、長寿命化計画に基づき、建替えは行いませんが、大規模改修は行います。ただし、一部の施設については、入居者の募集停止を行いつつ、用途廃止を行っていきます。

施設名	方向性		将来更新	見直し時期			
	見直し区分	説明		I期	II期	III期	以降
市営住宅勢田団地	⑦そのまま(当面)	・耐震性が確保されていないため、入居者の住み替え支援を行いつつ、用途廃止	×	●			
市営住宅桜が丘団地	⑦そのまま(当面)	・耐震性が確保されていないため、入居者の住み替え支援を行いつつ、用途廃止	×	●			
市営住宅一之木団地	⑦そのまま(当面)	・耐震性が確保されていないため、入居者の住み替え支援を行いつつ、用途廃止	×	●			
市営住宅月見ヶ丘団地	⑦そのまま(当面)	・老朽化等のため、入居者の募集停止を行いつつ、用途廃止	×	●			
市営住宅栗野団地	⑦そのまま(当面)	・長寿命化計画に基づき、建替えは行わないが、大規模改修は行う	×	●			
市営住宅中村団地	⑦そのまま(当面)	・長寿命化計画に基づき、建替えは行わないが、大規模改修は行う	×	●			
市営住宅大湊団地	⑦そのまま(当面)	・長寿命化計画に基づき、建替えは行わないが、大規模改修は行う	×	●			
市営住宅西豊浜団地	⑦そのまま(当面)	・長寿命化計画に基づき、建替えは行わないが、大規模改修は行う	×	●			
市営住宅やすらぎ団地	⑦そのまま(当面)	・老朽化等のため、入居者の住み替え支援を行いつつ、用途廃止	×	●			
市営住宅倭A団地	⑦そのまま(当面)	・長寿命化計画に基づき、建替えは行わないが、大規模改修は行う	×		●		
市営住宅倭B団地	⑦そのまま(当面)	・長寿命化計画に基づき、建替えは行わないが、大規模改修は行う	×		●		
市営住宅倭C団地	⑦そのまま(当面)	・長寿命化計画に基づき、建替えは行わないが、大規模改修は行う	×		●		
市営住宅倭隠岡団地	⑦そのまま(当面)	・長寿命化計画に基づき、建替えは行わないが、大規模改修は行う	×			●	
市営住宅高倉団地	⑦そのまま(当面)	・長寿命化計画に基づき、建替えは行わないが、大規模改修は行う	×			●	
市営住宅浦口団地	⑦そのまま(当面)	・長寿命化計画に基づき、建替えは行わないが、大規模改修は行う	×			●	
市営住宅竹ヶ鼻第1団地	⑦そのまま(当面)	・長寿命化計画に基づき、建替えは行わないが、大規模改修は行う	×			●	
市営住宅旭団地	⑦そのまま(当面)	・長寿命化計画に基づき、建替えは行わないが、大規模改修は行う	×				●
市営住宅万所団地	⑦そのまま(当面)	・長寿命化計画に基づき、建替えは行わないが、大規模改修は行う	×				●
市営住宅宮中横団地	⑦そのまま(当面)	・長寿命化計画に基づき、建替えは行わないが、大規模改修は行う	×				●
市営住宅二俣団地	⑦そのまま(当面)	・長寿命化計画に基づき、建替えは行わないが、大規模改修は行う	×				●

※見直し区分はP11を参照

**記号の見方**

【将来更新】 ○:更新する □:集約・複合して更新する ×:更新しない

【見直し時期】 I期:2017~2024年度 II期:2025~2034年度 III期:2035~2044年度

●:耐用年数到達時期(耐用年数を経過している場合も含む)

※廃止や除却の時期を定めたものではありません。

施設名	方向性		将来更新	見直し時期			
	見直し区分	説明		I期	II期	III期	以降
市営住宅竹ヶ鼻第2団地	⑦そのまま(当面)	・長寿命化計画に基づき、建替えは行わないが、大規模改修は行う	×		●		
市営住宅一之木第2団地	⑦そのまま(当面)	・長寿命化計画に基づき、建替えは行わないが、大規模改修は行う	×		●		
市営住宅黒瀬第1団地	⑦そのまま(当面)	・長寿命化計画に基づき、建替えは行わないが、大規模改修は行う	×			●	
市営住宅黒瀬第2団地	⑦そのまま(当面)	・長寿命化計画に基づき、建替えは行わないが、大規模改修は行う	×	●			
市営住宅黒瀬第3団地	⑦そのまま(当面)	・長寿命化計画に基づき、建替えは行わないが、大規模改修は行う	×		●		
市営住宅朝熊第1団地	⑦そのまま(当面)	・長寿命化計画に基づき、建替えは行わないが、大規模改修は行う	×			●	
市営住宅朝熊第2団地	⑦そのまま(当面)	・長寿命化計画に基づき、建替えは行わないが、大規模改修は行う	×		●		
市営住宅朝熊第3団地	⑦そのまま(当面)	・長寿命化計画に基づき、建替えは行わないが、大規模改修は行う	×		●		
市営住宅御門団地	⑦そのまま(当面)	・耐震性が確保されていないため、入居者の住み替え支援を行いつつ、用途廃止	×	●			
市営住宅西団地	⑦そのまま(当面)	・耐震性が確保されていないため、入居者の住み替え支援を行いつつ、用途廃止	×	●			
市営住宅今一色団地	⑦そのまま(当面)	・耐震性が確保されていないため、入居者の住み替え支援を行いつつ、用途廃止	×	●			
市営住宅五十鈴川団地	⑦そのまま(当面)	・長寿命化計画に基づき、建替えは行わないが、大規模改修は行う	×		●		
市営住宅横世古住宅	⑦そのまま(当面)	・耐震性が確保されていないため、入居者の住み替え支援を行いつつ、用途廃止	×	●			
市営住宅下小俣住宅	⑦そのまま(当面)	・耐震性が確保されていないため、入居者の住み替え支援を行いつつ、用途廃止	×	●			
市営住宅北明野住宅	⑦そのまま(当面)	・長寿命化計画に基づき、建替えは行わないが、大規模改修は行う	×	●			
市営住宅相合住宅	⑦そのまま(当面)	・長寿命化計画に基づき、建替えは行わないが、大規模改修は行う	×	●			
リバーサイドせせらぎ	⑦そのまま(当面)	・長寿命化計画に基づき、建替えは行わないが、大規模改修は行う	×				●
市営住宅高向団地	⑦そのまま(当面)	・長寿命化計画に基づき、建替えは行わないが、大規模改修は行う	×			●	
市営住宅黒瀬改良住宅	⑦そのまま(当面)	・長寿命化計画に基づき、建替えは行わないが、大規模改修は行う	×		●		
市営住宅朝熊改良住宅	⑦そのまま(当面)	・長寿命化計画に基づき、建替えは行わないが、大規模改修は行う	×		●		

※見直し区分はP11を参照

#### 記号の見方

【将来更新】 ○:更新する □:集約・複合して更新する ×:更新しない

【見直し時期】 I期:2017~2024年度 II期:2025~2034年度 III期:2035~2044年度

●:耐用年数到達時期(耐用年数を経過している場合も含む)

※廃止や除却の時期を定めたものではありません。

(10) ごみ・資源処理施設

(10)-① ごみ・資源処理施設

施設分類表		延床面積		施設名
中分類	施設数	合計	公共施設全数に対する割合	
ごみ・資源処理施設	155	3,270 m <sup>2</sup>	0.8%	資源拠点ステーション(19)、資源ステーション(132)、(旧)小俣廃棄物リサイクルセンター、資源集積施設、伊勢廃棄物投棄場、小俣廃棄物投棄場

■ 施設類型別基本方針<ごみ・資源処理施設>

- 市民自身で資源物の分別・排出ができ、市民が利用しやすい施設として、適切な維持管理を実施します。
- 廃棄物投棄場施設においては、適切な維持管理を実施し、効率的な運営を図ります。

◆ 具体的な将来の管理方針<ごみ・資源処理施設>

- 資源拠点ステーションは、市民自身で資源物の分別・排出ができる利用しやすい施設として維持していくこととします。
- 資源ステーションは、ごみ処理基本計画に基づき管理をしていきます。
- (旧)小俣廃棄物リサイクルセンターは、除却します。(除却済)
- 資源集積施設は、大規模改修や更新を行わず、使用できる間は使用します。
- 廃棄物投棄場は、一般廃棄物の最終処分場であるため、サービスを提供し続けることとし、管理事務所など必要施設の更新を行います。

施設名	方向性		将来更新	見直し時期			
	見直し区分	説明		I期	II期	III期	以降
資源拠点ステーション(19)	①そのまま	・市民の資源物の排出場所として維持していく	○	更新			
資源ステーション(132)	①そのまま	・ごみ処理基本計画に基づき管理をしていく	○	更新			
(旧)小俣廃棄物リサイクルセンター	②廃止	・廃止 (R5年度)	×	廃止			
資源集積施設	⑦そのまま(当面)	・当面はこのままの形態で使用	×	●			
伊勢廃棄物投棄場(管理事務所、不燃物処理施設)	①そのまま	・管理事務所など必要施設の更新を行う	○			更新	
小俣廃棄物投棄場(浸出水処理施設)	①そのまま	・浸出水処理施設など必要施設の更新を行う	○				更新

※見直し区分はP11を参照

記号の見方

【将来更新】 ○:更新する □:集約・複合して更新する ×:更新しない

【見直し時期】 I期:2017~2024年度 II期:2025~2034年度 III期:2035~2044年度

●:耐用年数到達時期(耐用年数を経過している場合も含む)

※廃止や除却の時期を定めたものではありません。

## 第3章 インフラ資産マネジメント

### 3. 1 インフラ資産における目標値と目標達成の手段

#### (1) 目標値

施設区分	中間目標			目標値 (0(ゼロ)を目指す差額)
	2015年度 ～2024年度	2025年度 ～2034年度	2035年度 ～2044年度	2015年度 ～2044年度
インフラ資産	217億円	187億円	30億円	434億円
普通会計	194億円	165億円	131億円	490億円
水道事業	▲2億円	10億円	30億円	38億円
下水道事業	25億円	12億円	▲131億円	▲94億円

(総合管理計画から抜粋)

<目標値の算出内訳>

(単位：億円)

施設区分	金額区分	2015～2024	2025～2034	2035～2044	計
普通会計	A	424	367	308	1,099
	B	230	202	177	609
	A-B	194	165	131	490
水道事業	A	124	121	127	372
	B	126	111	97	334
	A-B	▲2	10	30	38
下水道事業	A	263	221	53	537
	B	238	209	184	631
	A-B	25	12	▲131	▲94
インフラ資産 合計	A	811	709	488	2,008
	B	594	522	458	1,574
	A-B	217	187	30	434

A …… 更新及び新規整備に係る費用の見込み額

B …… 充当可能額

※2010年度から2014年度の投資的経費・建設改良費を基に、計画期間における生産年齢人口の減少率を加味し算出

※ 充当可能額には、国・県支出金や地方債、基金等含む

A-B …… 目標値(0(ゼロ)を目指す差額)

## (2) 目標達成の手段

ア 更新等費用を抑制する手段
① 適切な維持管理を徹底し、資産の長寿命化を図る。 ② 更新に際しては、適正な施設規模や更新時期を設定する。 ③ 新規整備は、安全確保・生活環境維持を重視する中で優先度を計り実施する。 ④ 民間活力の活用が可能なものについては検討を行う。 ⑤ インフラ資産同士の更新工事時期の調整を図る。
イ 充当額を確保する手段
① 受益者負担の適正化を図る。(上水道・下水道) ② 国県等の可能な限り有利な交付金等の財源措置を活用する。 ③ 基金の創設を視野に入れながら、予想される財政需要の山に対応する。

(総合管理計画から抜粋)

## (3) インフラ資産における更新等費用を抑制する具体的な手段

### ① インフラ資産の長寿命化

予防保全の考え方で、定期的な点検や診断によりインフラ資産の劣化・破損の有無や兆候・状態を把握し、計画的に適切な処理を行い機能の損失を未然に防ぐことで、インフラ資産を長寿命化してライフサイクルコストの縮減を図ります。

また、既存の個別の長寿命化計画については、総合管理計画及び本計画における方向性や方針との整合を図りながら推進していきます。

なお、新たに策定する長寿命化計画においても同様に整合を図るものとします。

### ② 適正な施設規模や更新時期の設定

インフラ資産の工事においては、次のような視点で、適正な規模で、適正な時期に施行し、経費削減に努めることが重要です。適正な工事の設計となるよう、現行運用している「工事チェックリスト」を用いて、チェックを行います。

なお、「工事チェックリスト」は、適宜、確認すべき事項に不足が無い見直しを行い、運用していきます。

○ 工事の設計にあたっては、利用状況や処理すべき量に応じた規格・規模、今後の管理を想定した範囲設定、施工中の影響を最小限に抑える時期などの確認を行い、適正な費用で最大の効果を出します。

○ 新規整備や更新の際には、人口減少の動向や需要の変化を鑑みて、可能なものについてはダウンサイジングを行います。

### ③ 優先度判定

インフラ資産の更新や新規整備については、市民の生命に関わる安全を確保することや生活環境の維持を重視する中で、観光客の交通対策や産業振興など経済の活性化に有効な整備であるかなどの視点で優先度を判定し、施行する事業の選択や更新計画（年次計画）を策定して実施します。

#### ④ 民間活力の活用

包括的な委託や指定管理者制度などの手法を可能な限り活用します。また、PFIなどによる民間資金と民間事業者の創意工夫を活用したインフラ資産の整備・更新、管理を検討します。

#### ⑤ インフラ資産同士の更新工事時期の調整

インフラ資産を管理する所管課が連携することにより、インフラ資産同士の工事時期の調整を図ります。具体的には、市道における掘削工事については「伊勢市道路工事調整会議※1」を開催し、施行時期及び施行方法について調整を行うことにより、道路構造の保全及び事故の防止を図るとともに、修繕や復旧工事の修繕支出の重複を避けるなど効率化を図ります。また、公益事業者※2や県等の関係行政機関を含めた「伊勢市道路占有者会議」を定期的で開催することで、工事計画等の情報共有を行い、同時施行及び共同施行等の調整を図ります。

※1 道路工事調整会議：維持課、基盤整備課、都市計画課、農林水産課、  
上水道課、下水道建設課 等

※2 公益事業者：中部電力、東邦ガス、西日本電信電話、南勢水道、宮川用水 等

### (4) インフラ資産における充当額を確保する具体的な手段

#### ① 受益者負担の適正化

インフラ資産のうち、上水道及び下水道は受益者負担を原則とするものです。将来的な更新費用の増加に伴い、長期的な資金収支が困難になることが予想されます。そのため、上水道においては給水原価及び水道料金に対して、下水道においては汚水処理原価及び下水道使用料に対して、健全運営のための適正な反映に取り組みます。

#### ② 有利な交付金等の財源措置の活用

国県等の可能な限り有利な交付金等を積極的に活用することで、財源確保に努めます。また、起債の有効活用による資金の確保と負担の平準化に努めます。

#### ③ 基金の創設の検討

基金の創設を視野に入れながら、予想される財政需要の山に対応します。

### 3. 2 インフラ資産整備の優先度判定

#### (1) インフラ資産カルテの作成（各資産の情報整理）

インフラ資産はそれぞれに個別の台帳を有しており、それによって管理を行っています。今後の財政負担の軽減と平準化を目指す中で、インフラ資産を将来にわたり適正に整備・管理していくには、インフラ資産の全体を容易に見渡すことができるようにすることが必要と考え、各インフラ資産の情報を総括的に整理した「インフラ資産カルテ」を作成しました。「インフラ資産カルテ」は、個々の台帳から情報を抜き出し、分類表の中分類を基本にして見やすくまとめるものとし、限られた経費でどのインフラ資産を整備すべきかを把握できるようにしました。

(P101 参照)

#### (2) インフラ資産事業の考え方

インフラ資産は、市民の日常生活や経済活動を支える重要なライフラインであり、大規模災害時には重要な基盤施設となります。

インフラ資産の更新等費用の抑制方法は長寿命化が基本となりますが、厳しい経済状況のなか更なる抑制に向けた取組として、更新や新規整備においては安全確保・生活環境維持を重視する中で、経済の活性化に有効な整備であるかなどの視点で優先度を計りながら実施していかなければなりません。そのため、インフラ資産における、優先度判定を行う事業の考え方を以下のとおりまとめます。

##### ①優先度判定の対象区分

	大分類	中分類	小分類	優先度判定
インフラ資産事業	I 維持管理事業	A通常管理事業	①保守事業	除外
			②更新事業	○
		B緊急事業	③災害復旧事業	除外
	II 拡張事業	C継続事業	④継続事業 (着手)	除外
			⑤継続事業 (未着手・停滞)	△
		D新規事業	⑥新規事業	○

## ②事業区分別の事業の進め方

小分類	事業の進め方
①保守事業	予防保全の考えに立つ、日常的・定期的な維持管理（点検・診断と補修）を行い、施設の長寿命化を図る。 なお、点検・診断等の結果、高度の危険性が認められた施設については、将来の管理の方向性（利用する・しない）に基づき処理する。
②更新事業 ＜優先度判定事業＞	緊急性、必要性等の視点で評価する優先度判定を行い、更新計画（年次計画）を策定して実施する。 ※ 他事業の障害回避として実施する更新事業は、優先度判定から除外する。
③災害復旧事業	市民の安全確保を第一に、今後の罹災対策を考慮して、災害復旧を実施する。
④継続事業（着手） ＜改善点の確認＞	既に事業に着手し、途中で中止することは社会的な損失が大きいため、適正な事業推進に努めるものの、常に費用対効果を意識し、事業の見直しを行う。
⑤継続事業 （未着手・停滞） ＜実施再判定＞	継続事業であるものの未実施もしくは進捗が停滞している事業であることから、再度、継続の必要性を判定する。必要性がある場合は適正な事業進捗に努め、必要性がない場合は事業を取り止める。
⑥新規事業 ＜優先度判定事業＞	優先度判定を行い、施行する事業を選択して実施する。

## （3）インフラ資産整備優先度判定シートの作成

インフラ資産整備の優先度判定を行うため、「インフラ資産整備優先度判定シート」を作成します。「インフラ資産整備優先度判定シート」には、共通する5つの視点を以下のおり定め、それぞれの視点ごとに評価項目を設定するとともに、地元要望や財源としての補助金の有無、その他考慮すべき事項を整理し、それらを総合的に見て優先度を判断することとします。（P105 参照）

なお、様々なインフラ資産において適切な評価を行うことができるようにするため、評価の対象となるインフラ資産の分類や工事の種類により評価項目を設定し、「インフラ資産整備優先度判定シート」を作成します。また、評価項目については、適宜見直しを行うこととします。

評価の視点	他計画等との整合性
	緊急性
	必要性
	整備の実現性
	整備の効果

### 3. 3 インフラ資産マネジメントにおける目標の達成に向けて

インフラ資産については、市民の日常生活や経済活動を支える重要なライフラインであるとともに、大規模災害時には、災害復旧等においても重要な基盤施設であることから、公共施設マネジメントとは異なり、既設のインフラ資産を一様に削減する視点は成り立ちませんので、目標達成を意識しながら、計画的な整備や維持修繕、更新等を行っていくこととなります。

従って、インフラ資産マネジメントは、全てのインフラ資産において、長寿命化の取組を基本に、優先度判定を行ってのインフラ資産整備（更新・新規）を主に実施していきます。

普通会計、水道事業、下水道事業それぞれにおいて、総合管理計画及び本計画に定めるとおり、目標達成に向け「更新等費用の抑制」と「充当額の確保」の双方から取組を進めていきますが、水道事業及び下水道事業については、それぞれが策定する将来計画において、財政収支や維持管理等の進捗及び目標管理を行っていきます。

#### ■更なる経費削減等を目指し ……

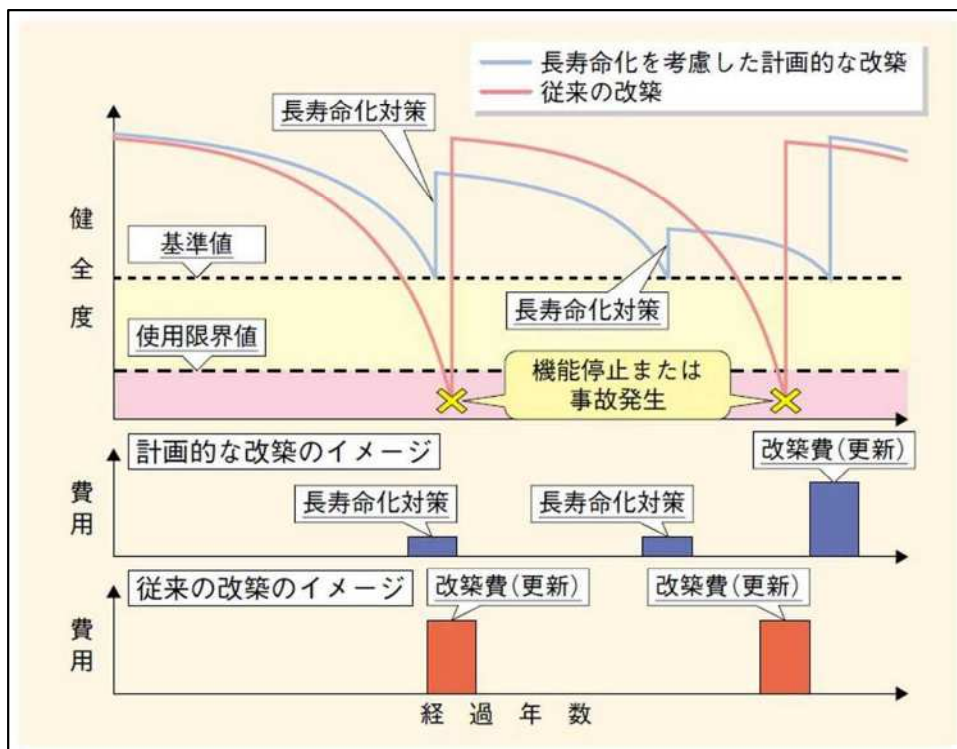
各事業に共通して、更なる経費削減等を目指し次のような手法に取り組み、更新経費及び維持管理経費の縮減や新たな財源の確保に努めていきます。

- インフラ資産の長寿命化に関する情報収集に努め、長寿命化の推進を目指します。
- インフラ資産の更新事業及び新規事業においては、安全確保・生活環境維持を重視する中で、経済の活性化に有効な整備であるかなどの視点で優先度を計り実施することを徹底します。
- インフラ資産の整備を行う場合には、これまで以上に適正な規格・規模等での施行を念頭に置き、ダウンサイジングやライフサイクルコストの縮減を図る整備に努めます。
- 「充当額を確保する手段」に掲げる様々な取組を積極的に実施します。

#### ■本計画策定後は ……

本計画策定後は、本計画に定める公共施設等の管理方針を指標とし、中期財政収支見通しとの整合を図りながら取り組みを進めていきます。

また、本計画に定める管理方針を具体的に実行していく中で、時代のニーズをはじめとする諸般の事情が生じた場合や、本市を取り巻く社会情勢の変化や国の施策等の動向への対応、上位計画・関連計画との整合などを踏まえ、継続的な見直しを行いながら、本市の公共施設等に関するマネジメントを推進していきます。



予防保全対策による長寿命化を考慮したライフサイクルコストの低減

出典：平成 20 年度国土交通白書

### インフラ資産 長寿命化等計画一覧

- 橋梁長寿命化修繕計画
- トンネル長寿命化修繕計画
- 都市ポンプ場長期補修計画
- 水産物供給基盤機能保全計画（豊北・村松・松下・江）
- 公園施設長寿命化計画
- 排水樋門等保全計画
- 農業用排水機場長寿命化計画
- 水道事業ビジョン
- 下水道ストックマネジメント計画

### 3. 4 類型別インフラ資産の方向性

目標の達成を見据え、施設類型ごとの具体的な将来の管理方針として、長寿命化の取組及び「インフラ資産整備優先度判定シート」の評価項目は、以下のとおりとします。

※施設分類表及び施設類型別基本方針は、総合管理計画から抜粋しています。

(延長等数量は、令和5年3月31日時点の数値です)

#### (1) 道路

##### (1)-① 市道

###### 施設分類表

分類		延長等数量	主な施設名
大分類	中分類		
道路	市道	924,680m	市道認定道路

##### ■ 施設類型別基本方針<道路>

- 経年的な劣化に基づき適切な更新年数を設定し、点検・診断を行います。
- 点検・診断結果に基づき、損傷の原因、求められる機能を考慮して、ライフサイクルコストの低減を目指し、計画的に修繕を実施していきます。
- 新規に街路（都市計画道路）を整備する際には、必要性を十分吟味し、都市計画決定、事業認可を得て、国の補助金制度を活用しながら整備を進めます。
- 新規に道路（都市計画道路以外の道路）を整備する際には、必要性を十分吟味し、整備を進めます。また、必要に応じて事業計画を策定し、国の補助金制度を活用しながら整備を進めます。

##### ◆ インフラ資産長寿命化の取組<市道>

市道は、その地域によって交通量にも差があるため、アスファルトが老朽化したり、ひび割れが発生する年月が大きく異なることから、一定の予防保全が困難であるが、パトロール等による補修箇所の早期発見に努め、補修にあたっては予防保全の考え方で補修範囲を定めるなど、適正な維持管理を行います。

インフラ資産整備優先度判定シート 評価項目

評価の視点	評価項目		
	市道用 (新規整備及び大規模改良)	市道用 (通学路整備)	市道用 (道路改良)
他計画等との整合性	・他計画等との整合性	・他計画等との整合性	・他計画等との整合性
緊急性			・通行障害(車両、歩行者)
必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路網としての重要度</li> <li>・公共、準公共施設の密度 (観光、交流施設含む)</li> <li>・計画交通量</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通学路対策</li> <li>・現況の歩道幅員</li> <li>・現況(計画)自動車交通量</li> <li>・現況(計画)自転車歩行者交通量</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現況自動車交通量</li> <li>・現況(計画)自転車歩行者交通量</li> <li>・緊急車両の通行状況</li> <li>・住宅地の割合</li> <li>・車両通行の安全性</li> </ul>
整備の実現性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合意形成</li> <li>・用地補償の見込み</li> <li>・事業規模</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合意形成</li> <li>・用地補償の見込み</li> <li>・事業規模</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合意形成</li> <li>・用地補償の見込み</li> <li>・事業規模</li> </ul>
整備の効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・効果発現(事業期間)</li> <li>・受益者数</li> <li>・緊急輸送機能</li> <li>・歩行者自転車通行機能</li> <li>・渋滞緩和</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・効果発現(事業期間)</li> <li>・受益者数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・効果発現(事業期間)</li> <li>・受益者数</li> <li>・歩行者自転車通行機能</li> <li>・日常生活への影響</li> </ul>

(1)-② 農道

(1)-③ 林道

施設分類表

分類		延長等数量	主な施設名
大分類	中分類		
道路	農道	66,334m	農道認定道路
	林道	15,999m	林道認定道路

■ 施設類型別基本方針<道路（農道・林道）>

- 新規整備については、地元要望や地域特性、利用状況等を踏まえ必要性を十分考慮し、また、国・県の補助金等が活用できるよう取り組みます。
- パトロールの実施や地元からの情報提供を基に、利用者の安全性や荷痛みなど生産物の品質に影響を与える恐れのある損傷について点検を行います。
- 計画的かつ予防的な修繕対策、既存施設を利用した施設の更新を実施することで、更新及び修繕に要するコストを縮減します。

◆ インフラ資産長寿命化の取組<農道・林道>

施設の長寿命化及び更新コストの縮減を図るため、地元要望や日常点検で、劣化や損傷の進行に応じて更新・修繕を判断し、予防保全の考え方で計画的に更新整備を進めていきます。

インフラ資産整備優先度判定シート 評価項目

評価の視点	評価項目	
	農道用 (更新、整備)	林道用 (更新)
他計画等との整合性	・他計画等との整合性	・他計画等との整合性
緊急性	・通行障害(車両) ・通行障害(歩行者)	・通行障害(車両) ・通行障害(歩行者)
必要性	・交通量(車両) ・交通量(歩行者・自転車)	・交通量(車両) ・交通量(歩行者)
整備の実現性	・合意形成 ・事業規模	・合意形成 ・事業規模
整備の効果	・農業従事者の安全性の向上 ・車両通行の安全性の向上	・林業従事者の安全性の向上 ・車両通行の安全性の向上

## (2) 橋りょう

### (2)-① 橋りょう

施設分類表

分類		延長等数量	主な施設名
大分類	中分類		
橋りょう	橋りょう	438 橋	宮川橋、豊浜橋 ほか

#### ■ 施設類型別基本方針<橋りょう>

- 新規に橋りょうを整備する際には、必要性を十分吟味し、都市計画決定、事業認可を得て、国の補助金制度を活用しながら整備を進めます。
- 「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、計画的かつ予防的な修繕対策により、維持管理費の低減や事業費の平準化に取り組みます。
- 5年に1回の近接目視による点検を実施し、現状の把握による健全性の診断を行い、計画の継続的な見直しを行います。
- 事後保全から予防保全への転換を図り、大規模補修・全面改修工事の費用の一時的な集中の回避、橋りょうの総合的な維持管理コストの縮減と長寿命化、社会的損失の回避・抑制を実現します。
- 維持補修は、建設当初の性能回復と現在の要求性能の確保を目的とします。

#### ◆ インフラ資産長寿命化の取組<橋りょう>

##### 橋梁長寿命化修繕計画

目的：限られた予算の中で効率的に橋りょうを維持していくためには、事後保全型から、「損傷が大きくなる前に予防的な対策を行う」予防保全型への転換を図り、橋りょうの寿命を延ばすことで将来的な財政負担の低減を図ります。

計画期間：50年（平成26年～令和46年（2064年））

対象：橋長15m以上の75橋

取組方針・取組方法：対象となる橋りょうについては、橋長15m以上の75橋とし、その中で優先順位を効率的に決定していくための指標として、緊急輸送道路等の重要度を考慮します。また、修繕計画の中で劣化予測を行います。急速に劣化が進行することも適切に把握する必要があるため、5年に1回を基本に橋りょうの点検を実施します。

効果：コスト縮減効果は、今後50年間で7,745,565千円（74.4%減）となります。

#### ◎ 優先度判定について

橋りょうは道路計画上必要となる施設であり、橋りょう単体で新規の整備計画を策定することにならないため、橋りょうの新規整備については、道路整備の優先度判定に含めて評価するものとします。

### (3) トンネル

#### (3)-① トンネル

施設分類表

分類		延長等数量	主な施設名
大分類	中分類		
トンネル	トンネル	2 箇所	天神丘トンネル、秋葉山トンネル

#### ■ 施設類型別基本方針<トンネル>

- 「トンネル長寿命化修繕計画」に基づき、トンネルの長寿命化と維持管理の効率向上を図ります。
- 5年に1回の近接目視による点検を実施し、現状の把握による健全性の診断を行い、計画の継続的な見直しを行います。
- 事後保全から予防保全への転換を図り、大規模補修・全面改修工事の費用の一時的な集中の回避、トンネルの総合的な維持管理コストの縮減と長寿命化、社会的損失の回避・抑制を実現します。
- 維持補修は、建設当初の性能回復と現在の要求性能の確保を目的とします。

#### ◆ インフラ資産長寿命化の取組<トンネル>

##### トンネル長寿命化修繕計画

目的：大規模補修や全面改修工事の集中により、社会的影響の発生や財源確保の困難を招きます。このことから工事時期の分散やコスト縮減及びコストの平準化を目的とします。

計画期間：50年（平成26年～令和46年（2064年））

対象：秋葉山トンネル、天神丘トンネル

取組方針・取組方法：事後保全型管理から予防保全型管理へ移行します。

効果：コスト縮減効果は、今後50年間で26,200千円（約16%減）となります。

#### ◎ 優先度判定について

現状においては、トンネルの新規整備は想定されにくいいため優先度判定シートは設定しないものとします。

## (4) 河川・排水施設

### (4)-① 準用河川

施設分類表		延長等数量	主な施設名
大分類	中分類		
河川・排水施設	準用河川	23 河川	桧尻川、亀谷郡川 ほか

#### ■ 施設類型別基本方針<準用河川>

- 浸水被害が発生する頻度や緊急性を考慮し、地元町会等と調整しながら整備を進めていきます。
- 近年の短時間集中豪雨への対応を国・県と連携しながら取り組んでいきます。

#### ◆ インフラ資産長寿命化の取組<準用河川>

地元要望や日常点検をもとに、劣化や損傷の進行に応じて更新・修繕を判断し、予防保全の考え方で計画的に更新整備を進めていきます。

準用河川の護岸管理については、ひび割れが発生した場合には、更なる老朽化が進むことを防止するため、予防保全の考え方で補修範囲を定めるなど、適正な維持管理を行うこととし、破損した場合には、土のう等を用いた応急的な補修で対応し、その後本格的な補修工事を行うといった事後保全型管理を引き続き行います。

### インフラ資産整備優先度判定シート 評価項目

評価の視点	評価項目	
	準用河川用 (護岸更新)	準用河川用 (護岸整備)
他計画等との整合性	・他計画等との整合性	・他計画等との整合性
緊急性		・浸水被害の頻度
必要性	・構造物の状況	・護岸の現況 ・現状の排水能力 ・宅地浸水被害の範囲 ・農地浸水被害の範囲
整備の実現性	・合意形成 ・事業規模	・合意形成 ・用地補償の見込み ・事業規模
整備の効果	・受益者数	・受益者数

#### (4)-② 排水路

施設分類表		延長等数量	主な施設名
大分類	中分類		
河川・排水施設	排水路	—	排水路、農業用排水路、道路側溝、普通河川

##### ■ 施設類型別基本方針<排水路>

- 浸水被害が発生する頻度や緊急性を考慮し、地元町会等と調整しながら整備、更新等を進めます。また、近年の短時間集中豪雨への対策については、国・県と連携し取り組みます。
- パトロールの実施や地元からの情報提供を基に、排水路の流下能力に影響を与える恐れのある損傷について点検を行います。
- 計画的かつ予防的な修繕対策、既存施設を利用した施設の更新を実施することで、更新及び修繕に要するコストを縮減します。

##### ◆ インフラ資産長寿命化の取組<排水路>

地元要望や日常点検をもとに、劣化や損傷の進行に応じて更新・修繕を判断し、予防保全の考え方で計画的に更新整備を進めていきます。

排水路側面のひび割れが発生した場合には、更なる老朽化が進むことを防止するため、予防保全の考え方で補修範囲を定めるなど、適正な維持管理を行うこととし、破損した場合には、土のう等を用いた応急的な補修で対応し、その後本格的な補修工事を行うといった事後保全型管理を引き続き行います。

なお、排水路の一部である排水樋門・樋管については、保全計画を作成し予防保全の考え方で、更新修繕を進めていきます

#### インフラ資産整備優先度判定シート 評価項目

評価の視点	評価項目		
	排水路用 (排水路更新)	排水路用 (排水路整備)	排水路用 (農業用排水路更新)
他計画等との整合性	・他計画等との整合性	・他計画等との整合性	・他計画等との整合性
緊急性		・浸水被害の頻度	・浸水被害の状況 ・排水の滞水状況
必要性	・構造物の状況	・排水路の現況 ・現状の排水能力 ・宅地浸水被害の範囲	・排水路の現況 ・排水能力の確認 ・通行への影響
整備の実現性	・合意形成 ・事業規模	・合意形成 ・用地補償の見込み ・事業規模	・合意形成 ・事業規模
整備の効果	・受益者数	・受益者数	・環境の向上 ・増水時の安全性の向上

インフラ資産整備優先度判定シート 評価項目

評価の視点	評価項目		
	排水路用 (樋門・樋管更新)	排水路用 (道路側溝改良 更新、新規)	排水路用 (普通河川 護岸更新)
他計画等との整合性	・他計画等との整合性	・他計画等との整合性	・他計画等との整合性
緊急性	・浸水被害の状況 ・機能の停止	・道路冠水の状況	
必要性	・損傷の有無 ・機能の低下	・緊急車両の通行状況 ・住宅地の割合 ・側溝の有無 ・側溝の劣化状況 ・通学路の指定 ・交通量(車両) ・交通量(自転車・歩行者)	・構造物の状況
整備の実現性	・合意形成 ・関係機関との調整	・合意形成 ・事業規模 ・整備の実効性 ・連携工事の要否	・合意形成 ・事業規模
整備の効果	・安全性の向上	・効果発現(事業期間) ・交通の安全性の向上 ・日常生活への影響	・受益者数

評価の視点	評価項目
	排水路用 (普通河川 護岸整備)
他計画等との整合性	・他計画等との整合性
緊急性	・浸水被害の頻度
必要性	・護岸の現況 ・現状の排水能力 ・宅地浸水被害の範囲 ・農地浸水被害の範囲
整備の実現性	・合意形成 ・用地補償の見込み ・事業規模
整備の効果	・受益者数

### (4)-③ 都市ポンプ場

#### 施設分類表

分類		延長等数量	主な施設名
大分類	中分類		
河川・排水施設	都市ポンプ場	41 箇所	船江ポンプ場、有滝ポンプ場ほか

#### ■ 施設類型別基本方針<都市ポンプ場>

- 浸水被害が発生する頻度や緊急性を考慮し、地元町会等と調整しながら整備を進めていきます。
- 近年の短時間集中豪雨への対応を国・県と連携しながら取り組んでいきます。
- 地域の治水に対する安全性・信頼性を確保するため、都市ポンプ場の長期補修計画を策定し、実施していきます。

#### ◆ インフラ資産長寿命化の取組<都市ポンプ場>

##### 都市ポンプ場長期補修計画

目的：設備等の老朽化に伴う更新費用の増大への懸念に対し、長期補修計画に基づき、施設の延命化を行うことによるライフサイクルコストの縮減を図るとともに、計画的な維持管理の運用を目指し、地域の治水に対する安全性・信頼性の確保を目的とします。

計画期間：60年（令和3年～令和62年（2080年））※計画は5年ごとに見直し

対象：ポンプ場 7 機場

ポンプ施設 29 施設

取組方針・取組方法：事後保全型管理から予防保全型管理へ移行します。

効果：コスト縮減効果は、今後60年間で927,000千円（約6%減）となります。

#### インフラ資産整備優先度判定シート 評価項目

評価の視点	評価項目	評価項目
	都市ポンプ場用 (更新)	都市ポンプ場用 (新設)
他計画等との整合性	・計画性	・他計画等との整合性
緊急性	・設備状況 ・維持補修対応の可否	・浸水被害の状況 ・道路冠水の状況
必要性	・設備の健全度 ・設備の耐用年数	・宅地浸水被害の範囲 ・農地浸水被害の範囲
整備の実現性	・整備の実効性 ・合意形成	・整備の実効性 ・合意形成 ・用地補償の見込み
整備の効果	・ライフサイクルコストの縮減 ・排水機能の確保	・浸水被害の軽減 ・道路冠水箇所の減少

#### (4)-④ 農業用排水機場

##### 施設分類表

分類		延長等数量	主な施設名
大分類	中分類		
河川・排水施設	農業用排水機場	34 施設	楠部第二排水機場 ほか

##### ■ 施設類型別基本方針<農業用排水機場>

- 経済性を考慮し既存施設を利用した施設の更新を行い、長寿命化を図ります。
- 施設の健全度を精査し計画的に整備を行い、更新費用の平準化を図ります。
- 維持管理においても、日常点検により計画的な維持修繕を行い、施設の長寿命化及びライフサイクルコストの縮減を図ります。

##### ◆ インフラ資産長寿命化の取組<農業用排水機場>

###### 農業用排水機場長寿命化計画

目的：設備等の老朽化に伴う更新費用の増大への懸念に対し、長寿命化計画に基づき、施設の延命化を行うことによるライフサイクルコストの縮減を図るとともに、農村地域の治水に対する安全性・信頼性を確保します。

計画期間：40年（令和2年～令和41年（2059年））

対象：排水機場（34 機場）

取組方針・取組方法：計画に基づき施設の更新・修繕を行います。

効果：施設の長寿命化及びライフサイクルコストの縮減を図ります。

##### インフラ資産整備優先度判定シート 評価項目

評価の視点	評価項目
	農業用排水機場用 (更新)
他計画等との整合性	・他計画等との整合性
緊急性	・浸水被害の状況 ・機能の停止
必要性	・損傷の有無 ・機能の低下 ・集水面積
整備の実現性	・合意形成 ・関係機関との調整
整備の効果	・ライフサイクルコストの縮減 ・排水機能の確保

## (5) 漁港施設

### (5)-① 漁港施設

### (5)-② 海岸施設

#### 施設分類表

分類		延長等数量	主な施設名
大分類	中分類		
漁港施設	漁港施設	4 漁港	村松漁港、江漁港、松下漁港、豊北漁港
	海岸施設	3 漁港海岸	村松漁港海岸、松下漁港海岸、豊北漁港海岸

#### ■ 施設類型別基本方針<漁港施設・海岸施設>

- 「水産物供給基盤機能保全計画」の策定を進め、その基本方針に沿って、計画的に漁港の適正な管理をはかり機能を維持します。
- 日常点検や漁業者からの通報により、異常が認められた施設については、詳細調査を実施します。
- 老朽化予測、対策工法の検討、ライフサイクルコストを算定し、機能保全対策に係る費用を縮減します。

#### ◆ インフラ資産長寿命化の取組<漁港施設・海岸施設>

(漁港施設)

##### 水産物供給基盤機能保全計画

目的：施設の老朽化に対し、漁港毎に機能保全計画を策定し、計画的な施設の更新・修繕を行うことにより、施設の長寿命化を図ります。

対象：豊北漁港、村松漁港、松下漁港、江漁港

計画期間：50年

豊北 平成24年～令和44年(2062年)

村松 平成25年～令和45年(2063年)

松下 平成27年～令和47年(2065年)

江 平成28年～令和48年(2066年)

取組方針・取組方法：計画に基づき、施設の更新・修繕を行います。

効果：施設の長寿命化及びライフサイクルコストの縮減を図ります。

(海岸施設)

施設の老朽化に対し長寿命化計画を策定し、計画的な施設の更新・修繕を行うことにより、施設の長寿命化を図ります。また、定期的な点検や漁業者からの通報により、異常が認められた施設については、詳細調査を実施します。

インフラ資産整備優先度判定シート 評価項目

評価の視点	評価項目	
	漁港施設用 (更新)	海岸施設用 (更新)
他計画等との整合性	・他計画等との整合性	・他計画等との整合性
緊急性	・漁業活動への影響	・海岸保全機能への影響
必要性	・耐用年数 ・損傷、老朽化	・耐用年数 ・背後地 ・損傷、老朽化
整備の実現性	・合意形成 ・関係機関との調整	・合意形成 ・関係機関との調整
整備の効果	・漁業活動の効率向上 ・漁業活動の安全性向上	・海岸保全機能の向上

## (6) 公園

### (6)-① 公園

#### 施設分類表

分類		延長等数量	主な施設名
大分類	中分類		
公園	公園	250箇所 (113.95 ha)	倉田山公園、宮川堤公園、 大仏山公園 ほか

#### ■ 施設類型別基本方針<公園>

- 既設公園については、安全で快適な利用の確保をすべく、計画的な予防保全対策により公園の長寿命化を図り、維持管理費の低減や事業費の平準化に取り組めます。
- 新規公園を整備する際には、必要性を十分吟味し、都市計画決定、事業認可を得て、国の補助金制度を活用しながら整備を進めます。

#### ◆ インフラ資産長寿命化の取組<公園>

##### 公園施設長寿命化計画

目的：伊勢市が管理する都市公園の多くは、高度成長期から順次整備してきましたが、整備後30年以上経過した公園も出てきており、施設の老朽化が進行し、今後必要となる施設の更新・修繕費用の増大が懸念されます。このため、安全で快適な利用の確保をすべく、計画的な予防保全対策により公園の長寿命化を図り、維持管理費の低減や事業費の平準化を目指すことを目的とします。

計画期間：10年（令和6年～令和15年）

対象：公園の施設（遊具・ベンチ等）

取組方針・取組方法：維持管理費の縮減効果の有無により「予防保全型管理施設」と「事後保全型管理施設」に区分し、「予防保全型管理施設」については、定期的な点検とともに日頃の維持修繕を計画的に実施することにより長寿命化を図ります。

効果：使用不可（耐用年数経過等）となった直後で更新した場合と比べ、1年当たり20,762千円のコスト削減を図ることができます。

※都市公園以外の市が管理する公園についても同様に、定期的な点検とともに日頃の維持修繕を計画的に実施することにより長寿命化を図ります。

インフラ資産整備優先度判定シート 評価項目

評価の視点	評価項目
	公園用 (新設、再整備)
他計画等との整合性	・他計画等との整合性
緊急性	
必要性	・周辺公園整備状況
整備の実現性	・用地補償の見込み ・事業規模 ・合意形成
整備の効果	・受益者数

## (7) 駐車場

### (7)-① 駐車場

施設分類表

分類		延長等数量	主な施設名
大分類	中分類		
駐車場	駐車場	14 箇所 (2,160 台)	宇治駐車場、吹上駐車場、 シンフォニアテクノロジー響ホール伊勢（観光文化会館）駐車場 ほか

#### ■ 施設類型別基本方針<駐車場>

- 施設の定期的な点検により状況を把握し、適切な維持管理を行い、計画的に改修を実施していく必要があります。
- 宇治駐車場、内宮前駐車場は、適切な人員配置をし、効率的・効果的な運営を行います。
- シンフォニアテクノロジー響ホール伊勢（観光文化会館）駐車場、宇治駐車場、内宮前駐車場は、駐車場収入により施設の管理運営を行います。また、宇治駐車場、内宮前駐車場は、交通対策も併せて行います。

#### ◆ インフラ資産長寿命化の取組<駐車場>

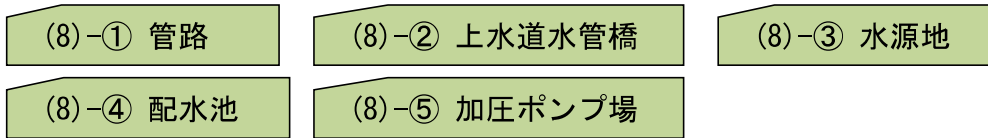
予防保全の考えによる維持管理を行い、点検、修繕等の管理履歴のデータを蓄積し、適切な駐車場管理に努めます。

機械式ゲートの駐車場は、故障を未然に防ぐため定期的に点検を行い、調整や予防処置を行います。また、部品の耐久年数を勘案し、スケジュールを立てて部品交換等を行い、安全性の向上を図ります。

#### ◎ 優先度判定について

施設に付帯する駐車場は、施設管理の一環で更新等を判断するものであり、また、単独での駐車場の新規整備は市の施策として判断することから、優先度判定シートは設定しないものとします。

## (8) 上水道施設



施設分類表

分 類		延長等数量	主な施設名
大分類	中分類		
上水道施設	管路	953,744m	普及率 (99.7%)
	上水道水管橋	15 箇所	
	水源地	7 箇所	中須水源地、五十鈴川水源地 ほか
	配水池	15 箇所	宮川配水池、勢田配水池 ほか
	加圧ポンプ場	15 箇所	小俣配水場、南部加圧ポンプ場 ほか

### ■ 施設類型別基本方針<上水道施設>

- 水道事業ビジョンに基づき、計画的に耐震化を進めていきます。
- 施設の更新にあたっては、適正規模化等を検討する必要があります。
- 将来的な更新費用の増加に伴い、長期的な資金収支が困難になることが予想されるため、給水原価及び水道料金への影響を考えていく必要があります。
- 管路の老朽化に起因した漏水を未然に防ぎ、有収率の向上を図るため、適正な維持管理を行っていきます。
- 施設の維持管理にあたっては、ライフサイクルコストを考慮した長寿命化を図ります。

### ◆ インフラ資産長寿命化の取組<上水道施設>

目的及び効果：配水池や水管橋の維持管理・更新等に係る費用の縮減、平準化を図るため、効率的・効果的な維持管理に取り組みます。これと並行して、図面管理システム（台帳）等を活用し、水道施設における財産管理の高次化を図っていきます。

対象：宮川水管橋、宮川配水池、勢田配水池、楠部配水池

### 上水道アセットマネジメント計画

持続可能な水道事業を実現するために、中長期的な視点で水道施設のライフサイクル全体にわたり、効率的かつ効果的に水道施設を管理運営する資産管理計画であるアセットマネジメント計画を、令和10年度に見直します。

インフラ資産整備優先度判定シート 評価項目

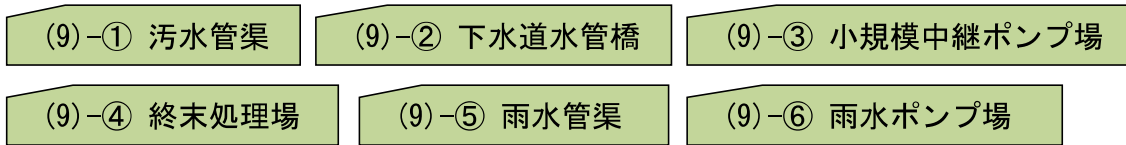
評価の視点	評価項目		
	上水道管路用 (更新)	上水道管路用 (新設)	上水道水管橋用 (更新)
他計画等との整合性	・他計画等との整合性	・他計画等との整合性	・他計画等との整合性
緊急性	・漏水の状況		・漏水の状況
必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水圧</li> <li>・水質</li> <li>・経過年数</li> <li>・施設の重要度</li> <li>・耐震性</li> <li>・修繕履歴</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未給水区域</li> <li>・耐震性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水圧</li> <li>・水質</li> <li>・耐用年数</li> <li>・施設の重要度</li> <li>・耐震性</li> <li>・修繕履歴</li> </ul>
整備の実現性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整備の実効性</li> <li>・合意形成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整備の実効性</li> <li>・合意形成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整備の実効性</li> <li>・合意形成</li> </ul>
整備の効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コストの縮減</li> <li>・信頼性の向上</li> <li>・有収率の向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未給水区域の解消</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コストの縮減</li> <li>・信頼性の向上</li> </ul>

評価の視点	評価項目		
	上水道水管橋用 (新設)	水源地施設用 (更新)	配水池施設用 (更新)
他計画等との整合性	・他計画等との整合性	・他計画等との整合性	・他計画等との整合性
緊急性		・漏水の状況	・漏水の状況
必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未給水区域</li> <li>・耐震性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動作不良</li> <li>・水量不足</li> <li>・機能低下</li> <li>・耐用年数</li> <li>・耐震性</li> <li>・施設の重要度</li> <li>・修繕履歴</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動作不良</li> <li>・機能低下</li> <li>・耐用年数</li> <li>・耐震性</li> <li>・施設の重要度</li> <li>・修繕履歴</li> </ul>
整備の実現性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整備の実効性</li> <li>・合意形成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整備の実効性</li> <li>・合意形成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整備の実効性</li> <li>・合意形成</li> </ul>
整備の効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未給水区域の解消</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ライフサイクルコストの縮減</li> <li>・作業性の向上</li> <li>・水質レベル</li> <li>・信頼性の向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ライフサイクルコストの縮減</li> <li>・作業性の向上</li> <li>・信頼性の向上</li> </ul>

インフラ資産整備優先度判定シート 評価項目

評価の視点	評価項目	
	加圧ポンプ場施設用 (更新)	加圧ポンプ場施設用 (新設)
他計画等との整合性	・他計画等との整合性	・他計画等との整合性
緊急性	・漏水の状況	
必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動作不良</li> <li>・機能低下</li> <li>・耐用年数</li> <li>・耐震性</li> <li>・施設の重要度</li> <li>・修繕履歴</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水圧低下</li> <li>・施設の重要度</li> <li>・耐震性</li> </ul>
整備の実現性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整備の実効性</li> <li>・合意形成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整備の実効性</li> <li>・合意形成</li> </ul>
整備の効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ライフサイクルコストの縮減</li> <li>・作業性の向上</li> <li>・信頼性の向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水圧低下の解消</li> </ul>

(9) 下水道施設（汚水・雨水）



施設分類表		延長等数量	主な施設名
分類			
大分類	中分類		
下水道施設（汚水）	汚水管渠	486, 102m	普及率（60.3%）
	下水道水管橋	1 箇所	
	小規模中継ポンプ場	100 箇所	中村マンホールポンプ ほか
	終末処理場	1 箇所	五十鈴川中村浄化センター
下水道施設（雨水）	雨水管渠	12, 270m	桧尻 1 号雨水幹線 ほか
	雨水ポンプ場	12 箇所	吹上ポンプ場、小林ポンプ場 ほか

■ 施設類型別基本方針＜下水道施設＞

- 効率的な普及促進と事業運営に努めます。
- 下水道総合地震対策計画に基づき、下水道施設の耐震化に努めます。
- 下水道ストックマネジメント計画に基づき、下水道施設の適正な維持管理に努めます。
- 流域下水道事業との整合性を図りながら、終末処理場の流域下水道への集約化及び廃止に向け、必要となる整備と管理に努めます。
- 将来的な更新費用の増加に伴い、長期的な資金収支が困難になることが予想されるため、汚水処理原価及び下水道使用料への影響を考えていく必要があります。

◆ インフラ資産長寿命化の取組〈下水道施設〉

下水道ストックマネジメント計画

目的：下水道施設の維持管理や改築更新に係る中長期的な計画となる下水道ストックマネジメント計画を令和元年度（2019年度）に策定しました。これにより、下水道施設全体を一体的に捉え、日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす事故発生や機能停止を未然に防止し、計画的な点検・調査及び修繕・改築を行うことにより、持続的な下水道機能の確保とライフサイクルコストの低減を図ります。

計画期間：第1期 5年（令和2年度～令和6年度）  
第2期 5年（令和7年度～令和11年度）

対象施設：雨水ポンプ場、雨水幹線、小規模中継ポンプ場

取組方針・取組方法：同計画に基づき、下水道施設全体の点検・調査を実施し、その結果に基づき、対策や時期等を定め、リスク評価に基づき、優先順位付けを行い、中長期的な視点から施設全体の計画的かつ効率的な改築更新を行います。

効果：膨大な下水道施設の状況を客観的に評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理することにより、ライフサイクルコストの低減が図れます。

インフラ資産整備優先度判定シート 評価項目

評価の視点	評価項目		
	汚水管渠用 (拡張)	下水道水管橋用 (保守)	小規模中継ポンプ場用 (更新)
他計画等との整合性	・他計画等との整合性	・他計画等との整合性	・他計画等との整合性
緊急性		・管渠の状況 ・排水能力の状況	・設備の状況 ・維持補修対応の可否
必要性	・下水道事業計画区域 ・流域下水道との調整 ・重点化区域 ・流域幹線の整備状況 ・住宅地等の割合	・管渠の健全度 ・排水機能の確保	・設備の健全度 ・設備の耐用年数 ・住宅地等の割合
整備の実現性	・連携事業の要否 ・整備の実効性 ・合意形成		・整備の実効性 ・合意形成
整備の効果	・公共用水域の水質改善 ・コスト縮減		・ライフサイクルコストの縮減 ・施設管理の効率化

評価の視点	評価項目		
	小規模中継ポンプ場用 (増設)	終末処理場用 (保守)	雨水管渠用 (更新)
他計画等との整合性	・他計画等との整合性	・他計画等との整合性	・他計画等との整合性
緊急性		・設備の状況 ・維持補修対応の可否	・管渠の状況 ・補修対応の可否
必要性	・下水道事業計画区域 ・重点化区域 ・自然条件による計画 ・住宅地等の割合	・設備の健全度 ・処理機能の確保 ・流域への接続時期	・管渠の健全度 ・管渠の耐用年数 ・耐震対策の状況 ・住宅地等の割合
整備の実現性	・連携事業の要否 ・整備の実効性 ・電源供給の可否 ・合意形成		・整備の実効性 ・施工の難易度 ・合意形成
整備の効果	・公共用水域の水質改善 ・コスト縮減		・ライフサイクルコストの縮減 ・排水機能の確保

インフラ資産整備優先度判定シート 評価項目

評価の視点	評価項目		
	雨水管渠用 (新設)	雨水ポンプ場用 (更新)	雨水ポンプ場用 (新設)
他計画等との整合性	・他計画等との整合性	・他計画等との整合性	・他計画等との整合性
緊急性	・浸水被害の状況 ・道路冠水の状況	・設備の状況 ・維持補修対応の可否	・浸水被害の状況 ・道路冠水の状況
必要性	・排水区内の人口 ・住宅地等の割合	・設備の健全度 ・設備の耐用年数 ・耐震対策の状況	・排水区内の人口 ・住宅地等の割合
整備の実現性	・連携事業の要否 ・整備の実効性 ・合意形成	・耐震対策との調整 ・整備の実効性 ・合意形成	・連携事業の要否 ・整備の実効性 ・合意形成
整備の効果	・浸水被害の軽減 ・道路冠水箇所減少	・ライフサイクルコストの縮減 ・排水機能の確保	・浸水被害の軽減 ・道路冠水箇所減少



# 卷末資料





## 施設カルテ

基準日： 年 月 日

### 施設情報

施設名称				施設番号	
所在地				施設大分類	
所管局部課				施設中分類	
設置目的				施設小分類	
				財産区分	
				地域区分	
				小学校区	
設置根拠				中学校区	
■ 運営・管理情報					
運営形態		供用開始日		外観写真	
営業時間		供用廃止日			
時間備考					
指定管理者					
■ 敷地・建物情報					
都市計画区域		用途地域			
特定用途制限地域		総建築面積	㎡		
敷地面積	㎡	総延床面積	㎡		
借地面積	㎡	施設面積	㎡		
■ 建物情報					

No.	施設名
1	
2	
3	
4	
5	

■ 施設情報 特記事項

### 棟情報

No.	棟番号	棟名称	建物用途	財産区分	構造主体	階数		建築面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	建築年	耐震情報	
						地上	地下				耐震診断	改修年度
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												
21												
22												
23												
24												

## 施設カルテ

施設名		施設番号	
施設大分類	施設中分類	施設小分類	

### 財務情報

		(千円)			
年度		令和元年	令和2年	令和3年	
<b>繰入 対前年度増減率(%)</b>					【繰入の推移】
総額					棒グラフ
繰入					
利用料金収入(減免後)					
国・県支出金					
その他の収入					
<b>繰出 対前年度増減率(%)</b>					【繰出の推移】
総額					棒グラフ
繰出					
光熱水費					
修繕費					
施設設備管理委託料					
人件費					
事業運営に係る費用					
指定管理料					
工事請負費					
その他					

### 施設サービス提供状況

平均値は、分類平均

#### 【施設サービス提供状況】

項目	令和元年	令和2年	令和3年

#### 【単位当たりコスト比較】

棒グラフ
------

棒グラフ 線グラフ
--------------

将来の大規模改修・更新 < 総務省更新費用試算ソフトによる試算 >					
1. 大規模改修	予定年度 (西暦)		年度	費用見込み	千円
2. 更新	予定年度 (西暦)		年度	費用見込み	千円

## 公共施設評価シート（サービス提供形態見直しシート）

施設名	
-----	--

### I 施設評価

	項目	評価	評価数値等（下段に評価理由を記入）
現況	①利用状況		
	②市の役割		
	③機能性		
	④劣化状況		
活用性	⑤耐震性		
	⑥有効活用		
	⑦譲渡可否		
周辺環境	⑧市有同類施設		
	⑨民間等同類施設		
	⑩他者運営力		

### I 施設評価グラフ



### II 適正保有量を把握するための情報

a 施設区分		b 施設の立地地区	
c 将来展望人口(2045年の人口減少率)			
市全体			
d 共用化、複合化等の検討			
対象機能			
対象施設			
e 防災上の必要度			
指定緊急避難場所指定		避難生活施設指定	

### III 各種施策の進展を図る事項

見直し結果 I × II × III =

建物	評価	見直し内容
サービス		



# インフラ資産カルテ

基準日  
令和 年 月 日 時点

No

資産名 (中分類)	<input type="text"/>
--------------	----------------------

施設類型 (大分類)	<input type="text"/>
---------------	----------------------

所管部署	部	<input type="text"/>	連絡先	<input type="text"/>
	課	<input type="text"/>		

基本情報			
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

区分別情報				
区分	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

計 画	
計画名	計画期間
<input type="text"/>	<input type="text"/>

特記事項
<input type="text"/>

整備・管理に係るコスト情報

1 支出 (事業額) <span style="float: right;">単位:千円</span>					
項目	年度	年度	年度	年度	年度
①支出合計					
2 収入 (財源内訳) <span style="float: right;">単位:千円</span>					
項目	年度	年度	年度	年度	年度
国庫支出金					
都道府県支出金					
地方債					
その他					
一般財源					
②収入合計					

## インフラ資産カルテ 〈資産ごとの情報〉

資産名 (中分類)		施設類型 (大分類)	
--------------	--	---------------	--

資産ごとの情報						
NO.	名称		所在地			
1						
NO.	名称		所在地			
2						
NO.	名称		所在地			
3						
NO.	名称		所在地			
4						
NO.	名称		所在地			
5						
NO.	名称		所在地			
6						



# インフラ資産整備 優先度判定シート

施設類型	大分類	
	中分類	
シートの種類		

工事名		事業分類	
施行場所		カルテ資産区分	
工事概要			
基本事項			

## ■優先度評価

評価の視点	評価項目	評価基準			評価
他計画等との整合性					
緊急性					
必要性					
整備の実現性					
整備の効果					
<b>合計</b>					

総合評価	A 優先度は高い (70点以上)	
	B 優先度は中程度 (50点~69点)	
	C 優先度は低い (49点以下)	

地元要望	
無	

特記事項	
------	--

財源(補助金)	
無	

記入日	令和	月	日

確認	課長		係長		担当者	

伊勢市施設類型別計画（改訂版）

令和7年 月

<発行>

伊勢市 資産経営部 資産経営課

〒516-8601 伊勢市岩淵1丁目7番29号

TEL : 0596-21-5546

FAX : 0596-21-5700

E-mail : [sisan@city.ise.mie.jp](mailto:sisan@city.ise.mie.jp)

## 第 3 次伊勢市総合計画 後期基本計画の策定について

### 1 第 3 次伊勢市総合計画の概要

#### (1) 位置づけ（伊勢市総合計画条例第 2 条 抜粋）

市における総合的かつ計画的な市政の運営を図るための最上位の計画であつて、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。

#### (2) 計画の構成と期間

第 3 次伊勢市総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の 3 層により構成され、計画期間は、次の通りとしている。

構 成	概 要
基本構想	市の目指すべき将来像及び将来像を実現するための基本理念等を示したもの 計画期間 平成 30 年度（2018 年度）～令和 11 年度（2029 年度）（12 年間）
基本計画	<u>基本構想を実現するための施策の基本的な方針等を体系的に示したもの</u> <u>また計画期間は 4 年間とし、前期計画と中期計画と後期計画を策定します。</u> 前期基本計画【平成 30 年度（2018 年度）～令和 3 年度（2021 年度）】 中期基本計画【令和 4 年度（2022 年度）～令和 7 年度（2025 年度）】 <u>後期基本計画【令和 8 年度（2026 年度）～令和 11 年度（2029 年度）】</u>
実施計画	基本計画に掲げる施策を推進するための具体的な事業を示したもの

#### (3) 基本構想（計画期間：H30～R11）の概要

##### ①まちづくりの基本理念

- ・私たちが担うまち ～伊勢人の心意気～
- ・人と人とのつながりで活力と安心を感じられるまち ～おかげさまの心～
- ・地域の誇りをつなぐまち ～神宮ゆかりの地～

##### ②まちの将来像

つながりが誇りと安らぎを育む 魅力創造都市 伊勢

#### (4) 中期基本計画（計画期間：R4～R7）の概要

##### ①構成

基本構想に掲げるまちの将来像の実現に向け、政策分野を 8 つに分け、分野別計画を置き、それぞれを「章」として位置付けるとともに、8 つのまちづくりの主要課題を、分野横断課題として位置付けている。

②取組方針

～笑子・幸齢化のまちづくり～

子どもたちの笑顔があふれ（笑子）、幸せに年齢を重ねられる（幸齢）まちづくり

## 2 後期基本計画の策定

(1) 計画期間

令和8年度～令和11年度

(2) 策定方針

① 大局的な観点での課題・方針等を示す計画

市の重要課題や政策といった大局的な観点での課題を明らかにするとともに、課題解決に向けた基本的な方針等を示すものとする。

② 市政全体の計画の体系化

個別計画との整合性の確保・体系化を図るため、個別計画で定める方針等について後期基本計画との関連性を明らかにする計画とする。

<総合計画への計画統合>

後期基本計画を、「伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略」「スマートシティ伊勢推進構想」「行財政改革指針」を包含した計画とする。

③ 適切な進行管理ができる計画

施策取組や課題解決の進捗状況を把握・評価できる指標を設定し、計画期間中に適切な進行管理ができる計画とする。

④ 多様な意見反映

施策ごとに設置している附属機関等の意見を把握するほか、若者からまちづくりについて意見聴取するなど、多様な意見が反映された計画とする。

(3) 策定体制

① 伊勢市総合計画審議会

伊勢市総合計画条例に基づき、市長の諮問に応じて計画案を調査審議し、答申をいただく。

② 伊勢市議会

策定過程において適宜、市議会への説明と十分な協議をいただくとともに、計画策定にあたって市議会の議決をいただく。

③ 庁内体制

重点プロジェクトや政策分野ごとに設置する責任者（部長等）を中心に計

画案の調製を行い、経営戦略会議における協議等を通じた全庁的検討を行う。

#### (4) 意見聴取

① 関係審議会からの意見聴取

伊勢市総合計画審議会のみならず、計画統合する総合戦略や行財政改革の審議会においても計画案に対して意見聴取する。

② 各附属機関・関係団体等の意見把握

施策ごとに所管する附属機関（附属機関のない分野・施策については関係団体）等から、所管領域における現状・課題や今後の方向性に対する意見を把握する。

③ 若者からの意見聴取

高校生等から生の声を聞き取る懇談会を開催し、若者が「楽しい」「住み続けたい」と思うまちづくりについて意見聴取する。

④ 市民アンケート調査の実施

市の現状を市民がどのように認識しているか等を把握するために、市民アンケート調査（意識調査）を実施する。

⑤ パブリックコメントの実施

計画案を市民に公表し、広く意見を求め、提出された意見を考慮して計画策定を行う。

#### (5) 策定スケジュール（予定）

令和7年2月	総務政策委員会	策定方針協議
令和7年7月～	総合計画審議会	審議
令和8年2月	市議会	中間案協議
令和8年3月	パブリックコメント実施	
令和8年6月	市議会	議案提出
令和8年7月	策定・公表	

## (仮称)伊勢市郷土資料館の整備及びいせ市民活動センターの改修について

### 1. (仮称)伊勢市郷土資料館の整備

#### (1)経緯

年月	内容
令和 6 年 8 月	(仮称)伊勢市郷土資料館基本構想・基本計画を策定
9 月～	郷土資料館展示設計(～令和 7 年 3 月)

#### (2)整備概要(資料 3-2 参照)

- ①常設展示室(7つのコーナーからなるテーマ展示)
  - 第 1 章 伊勢の地形と自然
  - 第 2 章 伊勢のはじまり
  - 第 3 章 伊勢参りの変遷と隆盛
  - 第 4 章 伊勢参りと共に発展したまち
  - 第 5 章 大湊と造船
  - 第 6 章 伊勢の人々
  - 第 7 章 災害と復興の記憶
- ②企画展示室(個別のテーマ設定による企画展示を定期開催)
- ③文化観光案内コーナー(文化観光の促進を目的とした情報発信)
- ④調べ学習コーナー(図書・写真資料等の自由閲覧やレファレンスサービス)
- ⑤多目的ルーム(講演会・講座・体験プログラム等を開催)
- ⑥ショップコーナー(オリジナルグッズ等を販売)
- ⑦展示準備室等(展示室のバックスペース)
- ⑧事務室等

#### (3)今後のスケジュール(予定)

年月	内容
令和 7 年 7 月～	郷土資料館展示制作着手
9 月	(仮称)伊勢市郷土資料館設置条例案提出
令和 8 年 3 月	開館

## 2. いせ市民活動センターの改修

### (1)経緯

いせ市民活動センターは、昭和 59 年に建設された「伊勢シティプラザ」を市が民間から譲り受け、市民活動団体等の活動拠点及び支援拠点として、平成 15 年に「伊勢市市民活動センター(仮称)」を設置、平成 16 年度に指定管理制度を導入し本格稼働した施設である。

同センターの建物は、築 40 年が経過し老朽化が進んできていることから、令和6年度にいせ市民活動センター改修工事設計業務委託を実施し、令和7年度の北館2階への郷土資料館整備に合わせて全館改修を行う。

### (2)改修概要

- ①共通 屋根や外壁の塗装、空調設備、トイレの更新、照明設備のLED化
- ②北館 2階の郷土資料館転用に伴う1階への会議室の新設、利便性向上のため1階ホールの床の平面化及び可動式仕切り壁の設置
- ③南館 2階への昇降利便性向上のためエレベーターを設置
- ④外構 植栽を一部撤去して駐車スペースを拡張、サインの設置

### (3)改修期間中の運営

市民活動が停滞しないよう、相談窓口や情報発信業務及び活動団体への印刷サービスについては、事務所をいせトピア2階れいんぼうルームへ移転して業務を継続し、工事完了後、令和8年3月から再開予定。

#### ①貸館停止期間(予定)

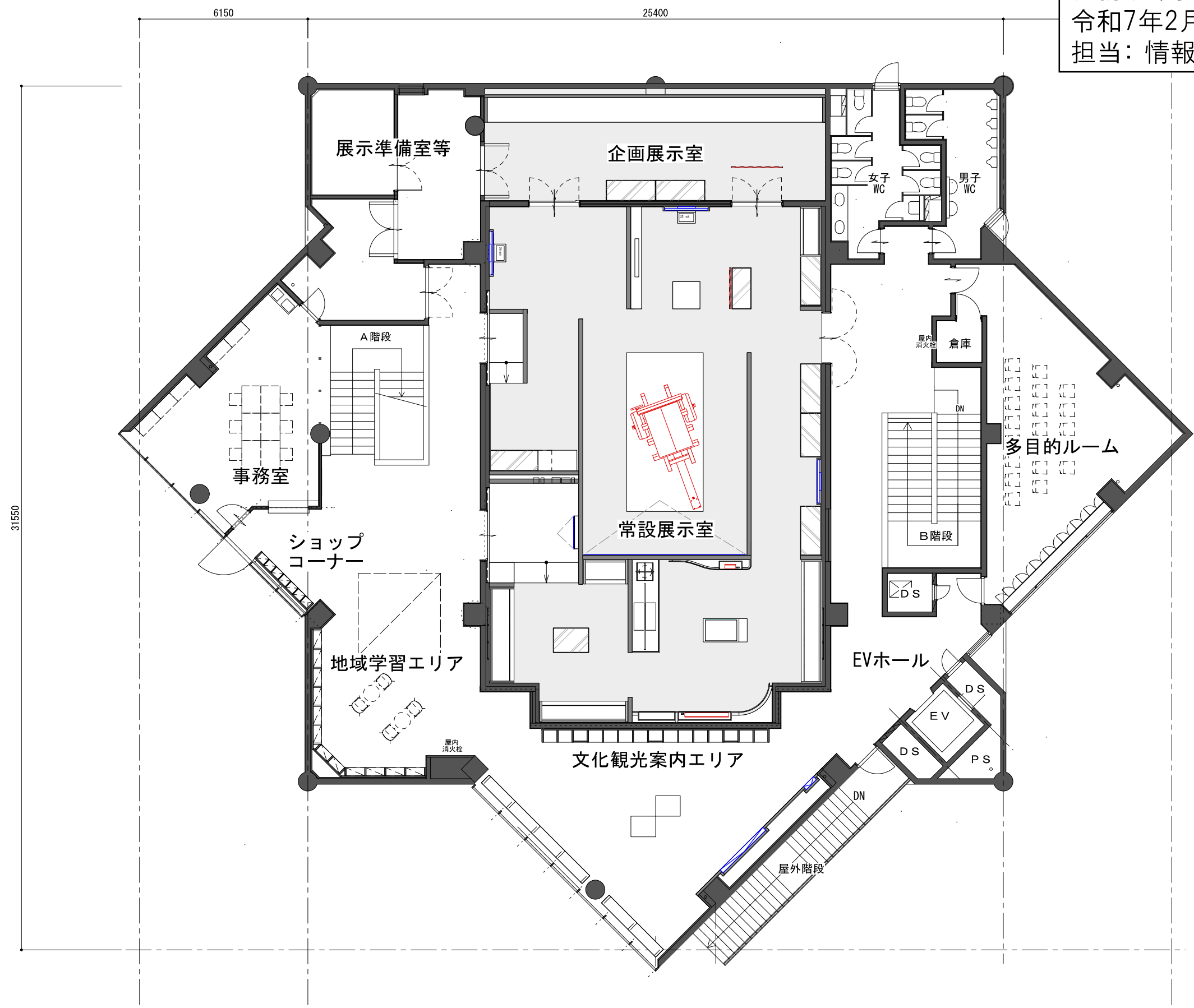
北館休館 令和 7 年 4 月 1 日 ~ 令和 8 年 3 月 31 日

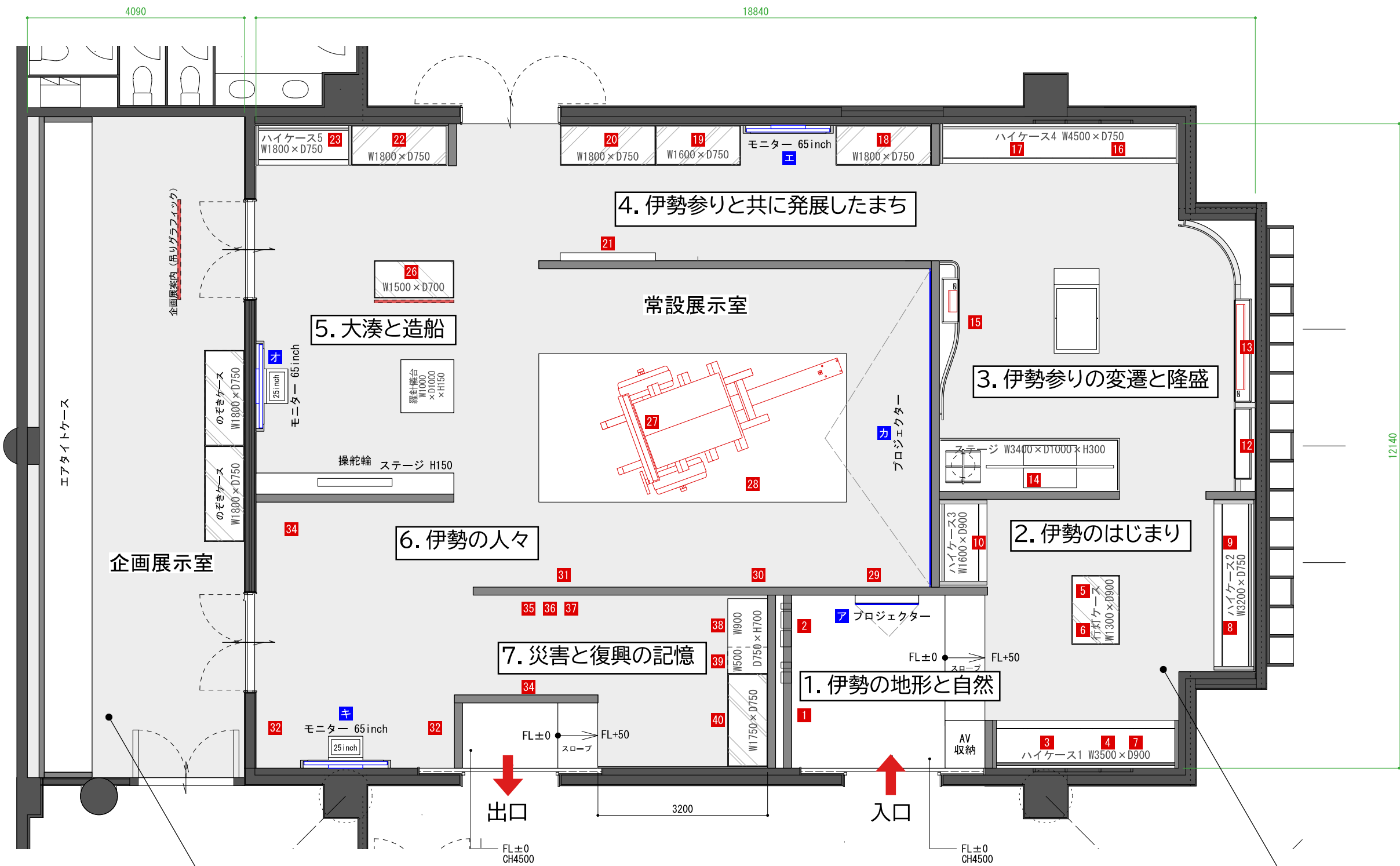
南館休館 令和 7 年 6 月 16 日 ~ 令和 8 年 2 月 28 日

#### ②事務所一時移転期間(予定) 令和 7 年 7 月 1 日 ~ 令和 8 年 2 月中旬

### (4)今後のスケジュール(予定)

年 月	議 会	改修工事
令和7年 2月	条例改正議案提出(休館・移転)	
7月		着工
12月	条例改正議案提出(再開)	
令和8年 1月末		完成





企画展示室	
面積	54㎡
床	FL+50
天高	CH3850

常設展示室	
面積	235㎡
床	FL+50
天高	CH4450 CH5750